

出席委員 岸本委員長、柳田副委員長
山田委員、茂内委員、吉田委員、関口委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大川教育長
深澤企画部長、野崎総務部長、戸村町民部長、伊藤学び育成部長
三橋健康福祉部長、菊地環境経済部長、黒木都市建設部長
廣田拠点づくり部長、内田教育次長、関根財政課長

案 件

(付託議案)

1. 議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算
2. 議案第6号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第7号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第8号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第9号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和5年3月23日
午前9時00分 開会

【岸本委員長】 おはようございます。ただいまより、特別委員会を再開いたします。

20日までに本委員会に付託された一般会計予算及び各特別会計全ての予算説明、質疑が終了しております。本日は、総括質疑から討論、採決まで行いたいと思います。

また、総括質疑の順序ですが、20日の通告順ということで、タブレットにお示しのとおりで進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、この後の進行のために若干の休憩を取りたいと思います。午前10時より特別委員会を再開し、総括質疑を行うことといたします。

総括質疑の時間まで暫時休憩といたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

それでは、これより総括質疑を行います。順次、総括質疑をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、今回の予算に対しての総括質疑を行います。日本共産党の山田政博です。

まず、物価高騰の中、町民の暮らしは疲弊しています。令和5年度の予算が町民の福祉の向上につながっているのかという観点で審査に臨みました。まず、最初の質問ですけど、1、財政調整基金について、町民の福祉向上のために財政調整基金を使うべきと考えています。改めて、地方自治体の役割と財政調整基金の目的をお聞きします。

2問目に平和推進事業についてですけど、太平洋戦争終戦から78年になります。最近では、ロシアのウクライナ侵攻から1年が過ぎました。戦争のない世界にするには平和に対する意識を高めなければなりません。予算特別委員会の審査の説明では、予算を若干増やし、5年度は平和パネル展を2回開催するとのことでしたけど、改めて平和推進事業の目的をお聞きします。

3問目ですけど、みどりの保全・普及啓発事業についてです。地球温暖化と言われている中、町でも様々な取組を行っていますけど、その中でも、みどりの保全・普及は重要な施策と考えます。改めて、みどりの保全・普及啓発事業の目的についてお聞きします。

4問目として、東海道新幹線新駅整備積立金についてです。委員会の中でも質問しましたが、当初、駅設置には250億円以上かかると聞いています。令和5年度は5,000万円の積立てです。物価高騰の中、町民の暮らしは苦しくなっています。町民の福祉の向上に使うべきだと考えています。質問のもう一問目としては、基金積立についての目的を改めてお聞きします。

5問目ですけど、学校給食センター維持管理経費についてです。今年9月から学校給食センターが開設されます。委員会の質問では、5年度の予算では委託料等を計上しているということでしたけど、今回、設計段階の見積りと今予算での維持管理経費について詳細をお聞きします。

以上、1回目の質問とします。

【岸本委員長】 質疑は終わりました。それでは、順次答弁をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、私より1点目の地方自治体の役割と財政調整基金の目的についてお答え申し上げます。

地方自治体の役割といたしましては、地方自治法第1条の2において、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする規定されております。

また、財政調整基金の目的といたしましては、年度間の財源の不均衡を調整するため、当初予算をはじめ補正予算の財源としても活用するほか、想定外の経済不況などによる大幅な税収減によって収入が不足したり、災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなどの不測の事態に備えておく役割がございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 戸村町民部長。

【戸村町民部長】 それでは、ご質問の2点目、平和推進事業につきましてです。

平和推進事業の目的ですが、人は誰しも幸福で健康な生活を送る権利がございます。そのためには、穏やかで自由に活動できる安定した社会が必要であると考えておりまして、その社会を構築するには、平和であることの大切さは言うまでもございません。このことは、全ての人が守るべき人類共通のものであると考えてございます。そして、平和の大切さを、世代を超えて広く伝えていくことが重要であると考えておりますので、平和推進事業に取り組んでまいります。

以上です。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 みどりの保全・普及啓発による目的でございますが、まず、保全の取組につきましては、寒川町みどりの基本計画において、みどりの保全等に関して3つの基本方針がございます。

1つ目は、「水辺を主軸とした町のみどりの骨格を守ります」として、一例としては、相模川の保全と活用、水辺環境の維持管理、河川環境の保全等の推進を掲げるものでございます。

2つ目は、「残された希少な樹林地のみどりを守ります」として、自然環境保全地域に指定されています寒川神社や越の山地域の保全、旧目久尻川ふるさと緑道沿いの緑地、町内に点在する社寺林や屋敷林の保全に取り組むものでございます。

3つ目が、「農のみどりを守ります」として、農業従事者や新規就労者への補助等支援に取り組み、農との触れ合いを促進してみどりの保全を図るものでございます。また、普及啓発につきましても、みどりの基本計画に基づき、ホームページによるみどりや水に関する情報発信、緑化フェア等のイベント時におけるPR活動を行っているところでございます。町といたしましては、このような取組を町民生活に潤いを提供し、よりよい生活環境を実現していくことを目的としてございます。

以上です。

【岸本委員長】 廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 私のほうから、4点目の東海道新幹線新駅整備積立金、その目的というところでお答えをさせていただきます。

平成9年に倉見地区が県内新幹線の新駅誘致地区に一本化された際に、直近の事例、他県の事例を参考に約250億の設置費用が示されておりまして、当時の県知事からは、少なくとも3分の1は県が負担するという発言がございました。他県の請願駅の事例から見ましても、町も一定額の負担をしなければならないと考え、寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、東海道新幹線新駅の整備を目的として、これに要する資金を積み立てているものでございます。

以上です。

【岸本委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、私のほうは、5点目の学校給食センターの設計段階の見積りと、今予算での維持管理経費についてということでお答えさせていただきます。

設計段階の見積りといたしましては、令和元年9月に策定した給食センター整備基本構想・計画に示したものとして回答いたします。なお、ここで算出した経費は、給食提供手法の比較を行うためのものであり、同規模の一般的なセンターにおける経費を想定したものとなるため、町が整備している安心安全でおいしさにこだわったセンターの経費とは単純に比較できないものとなりますので、その点はご参考としてお受け止めいただければと思います。

まず、設計段階では、維持管理経費として人件費、配送費、光熱水費、建物修繕費、厨房機器等修繕費を算出して掲載いたしておりました。このうち、建物修繕費及び厨房機器等修繕費は、30年間の想定費用を1年単位としたものであり、今予算では計上は行っていないものとなります。

各項目についてでございます。人件費は、計画1億2,700万円に対し、予算は1億7,500万円となっております。これはよりよい給食提供のため、正規職員を十分に配置したことに起因しております。

次に、配送費は、計画1,300万円に対し、予算は約1,700万円となっております。これは計画当時から

の人件費等の増額に加え、車両調達などの物価高騰や、できるだけ配缶から喫食までの時間を短くするため、配送車を当初より1台増としているためとなっております。

最後に、光熱水費について、計画3,100万円に対し、予算は5,700万円となっております。他施設の光熱水費の予算と同様、ここ近年の大幅な価格高騰が想定されております。先ほども申し上げましたとおり、比較のため算出した基本構想・計画の値と予算との比較となるため、単純に増減を検討するものではないと考えております。

また、令和5年度予算において、運用に係る経費を予算計上いたしました。建設費等も含め、給食センター整備事業の総事業費は竣工してから確定してまいります。そのため、後日、改めて全体像をお示しすることを現在では想定しているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 それでは、1回目の質問の答弁をいただきました。

では、次、2問目に入ります。まず、財政調整基金についてですけど、地方自治法においては、住民の福祉の増進、地域における行政の自主的、総合的に実施する役割があるとうたわれています。また、財政調整基金の目的は、年度間の財政の調整、補正予算の財源、また大幅な税収不足、災害時の多額な支出に対応するための役割ということは理解しました。今予算では、今までにない財政調整基金の取崩しを行いましたけど、財政調整基金は、以前は予算の1割程度ということを知っていましたが、現状はどうなっているのかお聞きします。

次に、2問目ですけど、平和推進事業について。平和の大切さを、世代を超えて伝えていくことは重要ということを考えているということでしたが、認識はこちらも同じ認識です。令和5年度は新たな取組があるのか、また、町も加盟している平和首長会議のホームページリンクを町のホームページに張りつけることを以前提案したことがありますけど、これについてどうなっているのかお聞きします。

3問目ですけど、みどりの保全・普及啓発事業についてです。みどりの基本計画の基本方針にのっとって取り組んでいるということでしたけど、緑地を増やす努力、また樹木の維持管理は、地球温暖化対策、生活向上についても効果が見込まれます。今後の進め方について見解をお聞きします。

次に、東海道新幹線新駅の整備積立金についてです。新駅設置に対しては町も一定の負担をするということで、新幹線新駅設置基金条例に基づいて積立てをしているということでしたけど、令和5年度は町債も増えています。基金を積立てして町の財政負担になるのでないかと感じていますけど、これについて見解をお聞きします。

5番目の給食センター維持管理経費についてですけど、人件費では約1億2,700万の計画に対して、予算では1億7,500万。配当費では1,300万の計画に対し、予算では1,700万。そして、光熱水費においては3,100万円に対して、予算では5,700万円と、物価高騰を加味してもかなり増えています。現段階では算出が難しいということでしたけど、現段階では小学校では自校方式でやっています。現段階での小学校自校方式のコストと学校給食センターのコストを児童数で割り返したときのコストはどうなっているのかお聞きします。

以上、2回目の質問とします。

【岸本委員長】 それでは、順次、答弁をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、1点目でございます。財政調整基金の適正規模と現状についてお尋ねがございました。こちらについてご答弁申し上げます。

財政調整基金の適正額でございますが、一般的には各自治体の標準財政規模の1割から2割程度が適当と言われておりますが、財政調整基金には必要と見込まれる行政需要の財源として将来に備えておく役割もあり、町が今後行う予定の事業等によっても大きく影響してきますので、その都度、必要額は変動するものと考えてございます。

なお、町の現状といたしましては、令和4年度末予定の基金残高につきましては、31億8,902万1,000円に対しまして、令和5年度当初予算では、依然として新型コロナウイルス感染症や先行き不透明な社会・経済環境変化の中ではありますが、町民皆様の暮らしを守り、将来を担う次世代に対し、責任を持った寒川町の未来を切り開いていく積極予算を編成したため、近年の当初予算では最大となります7億3,127万1,000円を取り崩し、当初予算の財源としているところでございます。

一方、取崩しのほか、当初予算では、預金利子分として6万円を積み立てる予定としておりますので、この積立て分を加えた基金残高につきましては、24億5,781万円となる予定でございます。

以上です。

【岸本委員長】 戸村町民部長。

【戸村町民部長】 ご質問の2点目、平和推進事業でございますが、本年度、コロナ禍ではございましたが、感染対策を講じまして多くの方々に見ていただきますよう、平和パネル展を総合図書館において開催いたしました。令和5年度は、より多くの方々に見ていただけるよう、回数を増やしまして平和パネル展を開催いたします。

さらに、平和都市宣言のシンボル像や広告塔、寒川駅南口自転車等駐車場の壁面を利用して、懸垂幕の掲示など町内各所に設置しておりますし、あわせまして、終戦記念日には、防災行政用無線で平和祈念の町内放送を実施するなどの取組を行っており、過去の戦禍に関する記憶を風化させないための事業を実施して、平和思想についての普及啓発に努めてございます。今後につきましても、限られた予算の中で工夫しながら、行政、町民の皆様、地域が協働して、核兵器廃絶・平和意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

また、町のホームページへのリンクにつきましては、その目的と広域性を鑑みながら設定をしておりますが、お尋ねの平和首長会議のホームページとのリンクにつきましては、誠に申し訳ございません、既にリンク設定し、町ホームページから閲覧できる状態となっております。

以上です。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、3つ目、みどりの保全・普及啓発事業の2点目、町内における緑地等について今後どのような考えを持って進めていくのかのお尋ねでございますが、樹木等の維持管理、積極的な保全を推進することは、地球温暖化抑制の一つの手段であると認識しているところでございます。あわせて、適正な維持管理により身近なみどりに触れることができ、安全で安心な心安らぐ場所と

しての機能が確保されるものであると考えております。

町といたしましては、みどりの普及に関して、現在取り組んでおります苗木の配布等の普及促進策をはじめ、個人が所有する保存樹林、樹木の保全に関する奨励制度などについて、一層の周知に取り組み、町内における緑地等の保全、みどりに関する愛護精神の醸成を図り、町民の皆様とともにみどりを充実させていきたいと考えてございます。

以上です。

【岸本委員長】 廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 私のほうから、4点目、新幹線新駅整備積立金について、町債が増えている状況で積立金をして町の財政負担にならないのかという点のご質問についてお答えいたします。

駅設置費用はかなりの事業費になることが予想され、一度に予算を確保することはできませんので、財政の健全化を図るとともに、事業期間での各年度の事業費の不足に応じて、期間内の変調を極力来さないようにするため、また、将来にわたり住民負担の公平を図るという側面もあることから積立てをしているものです。施策的な積立てでもありますので、予算査定の中で協議をしながら、計画的に積立金を計上しております。

以上です。

【岸本委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、5点目の学校給食センターで、児童数で割り返したコストはということに関してお答えさせていただきます。

自校方式と給食センター方式のそれぞれのコストでございますが、自校方式、現在の各校とも、給食センター同様の改修等は行っておりません。そのため、現時点で、給食センター全体の事業費が竣工後に確定していくこともありまして、あくまでもご参考としてご回答させていただきたいと思っております。

自校方式のコストは、1食当たり358円、給食センターのコストは、1食当たり440円となります。このコスト算出には、令和4年度、令和5年度ともに、保健体育費予算額を基に、令和4年度は給食センター整備事業費を除いたもの、令和5年度は人件費を含む給食センター維持管理経費で算出しております。お示しした参考値につきましては、これから申し上げます点にご留意いただければと思います。

まず、最初に申し上げたとおり、自校方式にセンター同等の体制となっていない点、昨年度までの自校方式につきましては、例えば電気代や水道代などの維持管理に関する経費が校舎と一体利用となっており、分けることが難しいので、その点などは含まれておりません。あくまでも参考とさせていただきます。

また、令和4年度の自校方式では、センター化に向け設備投資等を最低限に抑えており、更新が必要な機器も、交換ではなく修繕等で賄っており、それらの経費もなるべくかけないような形で行っておるところでございます。

また、センター方式では、給食センター整備基本計画・構想に掲げた安全安心でおいしい給食提供に加え、町としてよりよい給食となるような内容を多く含んでいることや、開始初年度の予算計上となることなどから、単純に比較することは適当でない値となっておりますと考えているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 それでは、3問目の質問、最後の質問になります。

まず、財政調整基金についてですけど、今予算での7億3,127万1,000円の取り崩しと。そして、基金残高に関しては24億5,781万になる予定だということでしたけど、財政調整基金の適正額は1割から2割程度が適当ということでしたけど、予算からするとまだ多いのではないかと感じています。町民の方から町にいろいろ要望を出しても、予算がなくて対応できないと断られたという話もよく聞きます。町民の福祉の向上のために財政調整基金を活用すべきと考えますが、町の見解をお聞きます。

次に、平和推進事業ですけど、平和パネル展については、総合図書館で昨年行っているということで、令和5年度に対しては、回数を増やして開催することは多くの方に見ただけのようになりますので、また感染対策等、工夫が必要ではないかと思えます。

また、平和首長会議のホームページのリンクに関しては、また後で確認してみたいと思います。ただ、昨年10月の19日、20日に広島へ視察に行ったわけですけど、そのときには、平和首長会議の総会も広島国際会議場で開かれておりました。

ここで、最後に町長に質問です。平和推進事業は大切な事業です。今回、施政方針に平和推進事業について触れていなかった点について、町長の見解をお聞きます。

次に、みどりの保全・普及啓発事業についてです。みどりの普及に関しては既に取り組んでいて、保存樹林、樹木の保存に関しては奨励制度もあるということでした。しかしながら、維持管理等にはハードルも高いということもあります。さらなる充実に関しては、担当課だけでなく、町全体で考える課題だと思えますけど、町長の見解をお聞きます。

次に、東海道新幹線新駅整備積立金についてですけど、これから先、何年も積立てをしていくわけですけど、物価高騰の中、町民の暮らしは苦しくなっています。繰り返しになりますが、町民の福祉向上に使うべきと考えますが、見解を町長にお聞きます。

学校給食センターの維持管理経費についてですけど、自校方式のコスト1食当たり358円に対し、給食センターのコストは440円ということでしたけど、これでもやっぱりコスト増となっています。算定に関しては参考金額ということでしたけど、正確な金額に対しては別の場面で報告もあって、ここに関しては意見です。

以上です。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは1点目、さらに財政調整基金を活用すべきではとのお尋ねにお答え申し上げます。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整する機能のほか、災害対応などの不測の事態に備えておく必要があるため、無尽蔵に取り崩せるものではございません。予算編成時においては、国や県の制度変更等への対応も考慮しなければならないことから、不確定要素を排除しつつ、適時適切な補正予算も視野に入れ予算を編成しているところでございます。入るを量りていずるをなすとの故事でも言われるとおり、適正な歳入予算を踏まえつつ、事業の優先順位を見ながら、真に町民の福祉の向上につなが

る施策を展開してまいります。

以上です。

【岸本委員長】 木村町長。

【木村町長】 それでは、私のほうからは、2点目、3点目、4点目についてお答えをいたします。

まず、2点目の平和推進事業に関してでございます。文字どおり、今日、戦後77年という長い年月が経過して、戦争や核兵器の悲惨さを伝えていくことが年々難しくなっている状況にあります。これは本町だけの問題ではなく、全国的にも重大な課題であると認識するところでございます。しかしながら、今、国外に目を向けてみると、非常に平和とは異なる状況にもあろうかなという事態が見受けられます。そういった中でも、特に、そのためにも、寒川町としては昭和60年に議決をいただきました寒川町核兵器廃絶平和都市宣言を宣言しております。これは核兵器の廃絶と世界の恒久平和、全国民共通の願いという部分で、これは町としてもこの宣言文を取り入れたことになっております。

国民の支持を得た方針、いわゆる国是とも言われますけれども、私はある意味、恒久的な世界平和というのは、町としても、町是という言葉があるかどうか分かりませんが、そのくらいの重い考えでこれを取り組んでいかなければいけないと思っております。平和の重要性は言うまでもなく、今後も平和推進事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

次に、3点目でございます。寒川町は相模川をはじめとした河川、あるいは自然環境の基盤に恵まれるとともに、神社等の社寺林も町内に多く存在しているわけでございます。このような、町域におけるみどりの保全・普及促進は、良好な町民生活を送る上で非常に大切な状況であると認識をするところがあります。

ご質問にありますように、実際にみどりを守り育てることは、担当課のみの取組ではなく、みどりの基本計画を軸に、行政各課、職員が一丸となって取り組むことはもとより、既に様々な活動を行っている町民団体、あるいはボランティア団体もございます。そういった方々との協働体制の継続、さらには周知啓発を行うことで、みどりに関する愛護精神の醸成を図って、町民、行政、あるいは事業所が一体となってみどりを守り育てる寒川町を目指したいと考えております。

次に、4点目でございますけれども、新駅の設置、東海道新幹線新駅に関するお話でございます。新駅の設置は町の将来の発展に大きく貢献することでありまして、新駅に要する資金を確実に蓄えられるよう、基金条例を制定し積み立てて、現在あるものでございます。JRの協力姿勢を見ても、新駅は必ず来るものと取り組んでいるところでございます。将来の寒川町のためには必要な積立てであり、そして、それを今から準備しなければならないこと、事あるごとにお伝えし、ご理解を得てまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

【岸本委員長】 以上で、山田委員の総括質疑を終わります。

続きまして、次の方の総括質疑をお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 それでは、令和5年度の予算特別委員会の総括質疑をさせていただきます。大志会の

茂内久代です。

まず、私のほうから大きく2つ、障害者福祉について、そして部活動の指導についての総括質疑をさせていただきます。

まず、1つ目の障害者福祉についてですが、昨年10月21日に、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例が公布されたことにより、令和5年度予算に盛り込まれた事業があるのか。高齢化社会が進む中、障害のある子を持つ親も高齢化が進む状況の中、町として事業が何かあるかをお聞きしました。そのような質疑をさせていただいた上で、このたび総括質疑をさせていただきます。

高齢化社会が進み、障害者やその障害のある子の世話をしている親も高齢化が進んでおります。親が元気なうちは、親自身が障害のある子の生活を支えることができます。しかし、親が亡くなった後はどうなるでしょうか。一体誰がどのように我が子の生活を支えてくれるのかと、将来について心配する親御さんは少なくありません。親亡き後の問題は、障害のある子の将来に対する不安がまずあると思います。親亡き後の問題の解決を図るなら、不安を解消するために今何をすべきなのか。親子の生活の現状に焦点を当てて考えることで、予想される将来の問題も見えてくるかと思えます。生活の基盤となる生活資金の確保や財産管理、親が亡くなった後の死後事務の対応など、そして、その後、ご本人の生活と様々な問題があります。

親にとって、子を残してこの世を去ることは、死んでも死に切れないという気持ちになると思います。そういった問題をどうするか、今は何をすべきか、いざというときのために親は何をすべきかなど、親亡き後の支援に携わっている方々が今すべきことは何か、必要なことは何かと、分からないことはたくさんあると思います。障害のある子を持つ親を対象に、親亡き後の講演会などを町として開催してはいかがいかなと思います。

それでは、2つ目の質問です。部活動の指導についてです。部活動指導について、国では、公立中学校の部活動の地域移行に向けた動きが2023年度から本格化する中、町としてはどう考えているのか。また、部活動指導において、教員の労働時間の増加などを考えた上で、部活指導について総括質疑をさせていただきます。

生徒にとって学校での部活動は、学校内での友人、また学年を超えた先輩、後輩と関わり合うという楽しみがあります。部活動の地域移行は、先ほど申し上げたように、国における動きが本格化することですが、部活の地域移行は賛否両論に分かれると思います。運動部、文化部と分かれていますが、部活では、放課後の友人との語らいや、好きな人がいたり、友人や先輩とその時間を一緒に共有したりと、勉強を学ぶ学校生活とはまた少し違った楽しみがある中、学校を離れた部活動の地域移行は、そういった楽しみが失われることもあるかもしれません。また、この学校のこの部活に入りたいと楽しみに入学した生徒もいるかもしれません。強豪校でなくとも、勉強も学校行事も共に過ごしている仲間との関わり合いの中で、皆で一つのことに向かって頑張っていくということなど、学校内において、部活動での人間的成長を親として望んでいる人も多くいるかと思えます。

また、部活動の地域移行は、もしかしたら月謝などの発生などもあるかもしれないとも言われております。保護者の負担も多くなり、部活動ができる、できないといった各家庭の格差も出るかもしれません。また、地域移行が、勝利至上主義のみになってしまうこともあり得るかもしれません。学校という

大きな社会の中で、クラスで学ぶべきこと、またクラスとは違った部活動でも学ぶべきことがあります。クラスを離れ約3年間の中で、仲間を思いやる気持ちや、皆で一つのことに向かって苦しいことも努力し乗り越えたことなど、たとえ結果が思わしくなかったとしても、そのときに得られる喜びや感動も形では表せないものです。勝利至上主義がいけないと言っているわけではないのですが、勝つことだけが部活動の目的ではなく、学校という中の一つの社会の中での部活動を含めた学校生活は大切なものではないかと思うところもあります。しかしながら、教員の忙しさを重々承知している中、教員の働き方改革を考えると、部活動の指導について考える必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

以上、1つ目の質問とさせていただきます。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、まず、障害者福祉について、親亡き後の支援に関する講演会を町で開催してはどうかというお尋ねでございます。

町では日頃から、寒川町福祉団体協議会に加盟する各団体等が主催、開催いたします親亡き後に備えた講演会や勉強会に町職員を派遣したり、あるいは、開催に当たり講演を行うなど、団体と連携して取り組んでいるところでございます。

ご提案いただいた親亡き後を支援する方々を対象にした講演会につきましては、地域福祉の担い手である寒川町社会福祉協議会が、これまでも権利擁護事業の中で支援者の方々を対象とした講座を開催していることから、その中で、親亡き後をテーマとした講座や講演会を開催していくことが、地域との連携強化にもつながり障害理解の促進も図られると考えますので、町も開催に当たり積極的に協力して取り組んでまいりたいと考えております。

【岸本委員長】 大川教育長。

【大川教育長】 2番目の部活動につきましての见解を問うというお答えをさせていただきたいと思っております。

部活動につきましては、現行の学習指導要領では教育課程外とされながらも、学校教育の一環として位置づけられております。体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる異年齢集団での活動を通じた人間形成の機会であるとともに、多様な生徒が活躍できる場であり、仲間とともに豊かな学校生活を実現する重要な役割を担っていると考えております。

一方で、委員ご指摘のように、教員の業務の負担軽減は大きな課題であり、あわせて、少子化が進行する中での部活動の持続可能性の観点からも、国による部活動改革の方向性が示されたものと認識しております。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 それでは、2つ目の質問をさせていただきます。障害者福祉についての2つ目の質問です。

障害のある子について地域での理解はとても必要だと思います。町でもそういった方々の理解を深めることは様々な場所でも行われているようですが、特別な催しということではなく、自立支援協議会を、単なる話を聞くことや意見聴取の場だけということにせず、アクティブな様々なイベントを開催しては

いかがでしょうか。イベントをやることは、いろんな角度からの見方や考えなければならぬことが出てくるかと思いますが、ごく普通でごく当たり前に、障害のある、ないにかかわらず、誰でもが参加でき集うことができる、楽しめる大きなフェスタを開催してもいいのではないかと思います。そういったことで、障害があるから普通のイベントとの差をつくるのではなく、障害のある方による大々的なイベントを開催することで皆様が平等になるという、そういったお考えを持っていただければと思います。そしてまた、その中に障害のある方による音楽イベントなどを行ってはいかがでしょうか。

そして次に、部活動指導についての2つ目の質問です。教員の方の多忙化と言われていますが、中には、進んで指導したいという教員の方もいらっしゃるかと思います。学校の中での日頃の生活の様子なども知っている先生がご指導して下さることは、子どもを預ける親としてはとても安心です。親としても、多感な時期に部活動も含めてその子の様子を見てくれることは本当にありがたいことです。

ただ、自ら進んで部活動の指導をしてくださっている中で、それなら先生、どうぞやってくださいというのは、また違うのではないかと思います。教員の決められた労働時間がある中で、そして今は学習指導要領が肥大しており、時間的にも教員の部活動指導はなかなか難しいと思われれます。その先生がやりたいから勤務時間以外でも指導をやっていただくのは、学校教育ではなく私的な教育活動になるのではないかと思います。教員の中には、部活動指導に積極的に関わりたいという教員もいると思いますが、そういう教員について環境を整える必要があると思うのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、障害のある方によるイベント開催についてお答えします。

コロナ禍の影響もありまして、ここ数年はイベントの開催が難しい状況でございましたが、コロナ禍以前は、例えば、にっこりマーケットといった展示即売会を年2回開催しておりまして、障害のある方が作った作品のPRと、障害のある方と触れ合い交流する催しを寒川町事業所連絡会が主体となり、町と町社会福祉協議会の後援により実施しておりました。コロナウイルス感染症の状況も落ち着いてまいりましたので、にっこりマーケットをコンパクトにした展示即売会を役場本庁舎の入り口で、この4月に実施してまいります。また、このイベントを契機に、今後様々なイベントを再開してまいりたいと考えております。

ご提案いただいた音楽イベントについては、現在開催されておりませんが、他のイベント同様、寒川町福祉団体協議会など、当事者の皆さんや関係団体のご意見も伺いたいと思います。いずれにいたしましても、このようなイベントを通じて地域との関わりを深めていくことが、親亡き後の支援の強化にもつながることと考えますので、町としてもしっかりバックアップしてまいります。

以上であります。

【岸本委員長】 大川教育長。

【大川教育長】 次の、部活動指導についてお答えいたします。

部活動の地域移行に当たっては、国の通知等にも示されているとおり、地域での受皿、そして活動場所、大会の在り方、保護者負担、財源の確保などをはじめとして、乗り越えねばならない多くの課題が

あるのが現状でございます。とりわけ、指導者の確保については大きな課題であると認識しております。この点におきましては、地域指導者と併せて、積極的に部活動に関わりたいと思っている教員の意思を尊重しながら、引き続き、ご協力を期待しているところでもあります。

指導者確保の観点からも、兼職兼業の考え方、労働時間の管理、賃金等の支払いなど、その他の課題についても、まだまだ国、県においても課題の洗い出しが行われ、対応策の検証が行われている段階であります。今後、この検証の結果など、国や県から示された結果を分析するとともに、国の支援策などにも注視しながら、本町の実情に合った方向性や環境整備について、関係各課、関係団体との連携を密に図りながら、共に研究を進めてまいりたいと考えております。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 障害者福祉については質問はありませんが、ぜひとも、誰もが同じように楽しんだり嬉しさを感じられるような、皆さんで集うことができるイベントがあるといいなと思いますので、よろしく願いいたします。

部活動指導について、最後、1つだけ質問します。研究を進めていくということなので、今後、よりよい環境が整えられるようになっていけばいいなと思います。部活動指導を進んでやりたい先生、またはそうではない先生もいるかと思えます。指導する教員の環境の充実を図ることは、先ほど答弁にもあったように、指導教員確保にとってとても大切なことだと思います。あわせて、生徒たちにとっても大切な先生の働きが各学校で差が出ないようにしていただきたいと思えます。

国では、部活動の地域移行が本格化されていくとのことである中、その内容がまだ明確ではありませんが、部活動で生徒たちの心と体の成長を指導することが大切だと思われる中、部活動の指導者を配置する上で、勝利至上主義だけにとということにならないようにしなければならぬかと思えます。そこで町は、指導してくださる方に指導者としてどのような資質が必要であるとお考えでしょうか。

【岸本委員長】 大川教育長。

【大川教育長】 部活動の地域移行を進めていくに当たり、指導者の確保が課題であることは先ほどもお答えさせていただきましたが、指導者の量だけでなく、質の確保も重要であると捉えています。質の部分については、部活動の顧問に代わって子どもたちを指導する役割がございます。ですから人選が非常に大切であると考えております。指導者の適性としては、競技などの専門的指導と教育的な指導の両面をバランスよく指導できる方が適任であると考えます。部活動の目的は人間形成も大きいと考えていますので、生徒の自主性や社会性の育成といった部分を十分に理解している指導者が望ましいと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 以上で、茂成委員の総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時10分、11時10分再開いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

続きまして、次の方の総括質疑をお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 それでは、委員長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、さむかわ自
民党会派を代表いたしまして、総括質疑を始めさせていただきたいと思ひます。

本年度の予算審議に当たり、予算特別委員会冒頭に、町からは、町民の暮らしを守り、将来を担う次
世代に対し、責任を持った寒川町の未来を切り開いていく積極予算を編成したと説明がございました。
審議に当たっては、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響による社会改革をどのように捉え、予
算に反映させたのかという観点から質疑をさせていただきました。今回、総括質疑におきましては、大
きく3点。1つは、デジタルトランスフォーメーション、DX推進について、2点目に、ごみ・資源物
収集の処理について、3点目、教育行政についてという観点から質疑をさせていただきたいと思ひます。
それでは、順次、質疑に入らせていただきたいと思います。

1点目、広域連携によるDXの推進についてでございますが、こちら、デジタル推進事業費の中で確
認をさせていただいたところではございますけれども、DXの推進に関しましては、町行政のみならず、
他自治体との格差が生じないよう、連携したベースアップが必要と考えております。まず、町のDXや
ICTにおける広域連携の状況についてお聞かせいただければと思ひます。

2点目でございます。ごみ・資源物の収集処理についてでございますが、試験運用を実施した中で、
建設経済常任委員会協議会の中でも報告があったところではございますけれども、ごみ出しについては、
排出時間や置場の管理に伴う精神的負担など多く聞かれるところでございます。今回の試験運用の中で
町民から様々なご意見を受け、今町が課題と捉えているところをお聞かせいただければと思ひます。

3点目、教育行政についてでございますが、教育相談事業費の中で確認をさせていただきましたと
ころ、この3年間、いろいろ子どもたち、またその保護者の皆様のストレス等もいろいろあったと思ひま
す。それらを鑑みて、令和2年度から心理相談員の相談件数、こちらが増加しているというところでご
ございました。相談件数の増加というのは、逆に言えば、相談できる体制が整ってきたという評価とも取
れますけれども、まず、この点についてどのように認識をされ、課題解決に取り組んでいるのかお聞か
せいただければと思ひます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、私から1点目のDXやICTにおける広域連携の状況につきまして、
ご答弁を申し上げます。

現在、DXの推進やICTの利活用に関しまして、複数の枠組みによる連携を実施しているところで
ございます。まず、市町村間での連携につきましては、藤沢市、茅ヶ崎市との湘南広域都市行政協議会
の広域情報部会におきまして、DXに関する各市町の取組に対する情報交換を行っているところでござ
います。また、県内14町村で構成する神奈川県町村情報システム共同事業組合におきましては、財務会
計システム、人事給与システムを共同調達・運用しており、各町村のDXの推進に関しまして、共同
調達・共同利用実現の可能性につきまして、現在検討を進めている状況でございます。

さらに、県下市町村の連携といたしましては、神奈川県、神奈川県水道企業庁及び市町村で構成する
神奈川県電子自治体共同運営協議会におきまして、電子申請・届出システム、公共施設予約システム、

電子入札システムを共同調達・運用しているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 ごみ・資源物収集処理について、今回の試験運用や町民からの様々な意見を受け、今町が課題と捉えていることは何かのお尋ねにお答えいたします。

今回の試験運用は、6つの課題の解消を目的に対処策を盛り込んで実施いたしました。実施後のアンケートの中でも多くのご意見をいただいております。町といたしましても、一番の課題として捉えているものは資源物置場であると認識しております。約100世帯で1か所としている資源物置場は、捨てに行くのに遠いということや、宅地造成等により置場の移転を余儀なくされたが、代替地が見つからないという物理的な問題だけではなく、町民の皆様の生活スタイルが多様化したことで、自治会や衛生指導員による管理・指導を継続していくことが難しい状況となっていることに加え、精神的な負担になっていることがアンケートからもよく分かりました。今後につきましては、このようなことの解消に向けて見直しを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 大川教育長。

【大川教育長】 心理相談員の相談件数の増加について、どのように認識し、課題解決に取り組んでいるのかというご質問にお答えいたします。

まず、心理相談員への相談内容としましては、不登校相談に加えて、発達相談、就学や進路の相談の件数が特に増加傾向にあると捉えております。これらは近年、発達障害の認知が社会的に進み、この子はもしかしたら発達障害かもしれないと感じる保護者や教員が増加した結果だと考えております。また、相談したいがどこに相談したらよいのかよく分からないという保護者の声を受けて、寒川町ホームページの教育委員会内に教育相談先を掲載するだけでなく、町内の小・中学校の全家庭に今年度の当初にチラシを配布するとともに、年度途中にも、家庭版学校教育だよりに相談先を掲載し、家庭への周知を徹底しているところであります。

そして、それに加えて、教育委員会の相談員が学校へ訪問し、教員と直接話をし、顔が見える関係になることで相談員と家庭との距離が縮まり、より相談しやすい、そして相談をつなげやすい関係づくりが構築されてきたことが相談件数の増加につながっているものと考えております。ただ、しかしながら、心理相談員の相談件数の増加に伴い、現状では即時対応することが困難な状況になってきております。さらに、令和3年度からは、客観的な数値により得意、不得意など、子どもの発達のバランスを知るための検査を臨床心理士の資格を持つ心理相談員が行っており、こうした課題解決に向けては、心理相談員のさらなる拡充が必要だと考えております。

そこで、心理相談員の勤務回数の増加を図るとともに、巡回相談員や訪問相談指導員、そして相談指導教室専任教員らに加え、県から配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携をこれまで以上に密にし、つながらない子ゼロを目指して、学校とともにチームとしてそれぞれのケースに対応してまいります。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 それでは、再質疑に入らせていただきたいと思います。

1点目、DXの推進についてでございますが、状況についてはご説明をいただきました。DXやICTにおけるサービスや製品を広域連携により調達、そうすることでスケールメリットにより費用を軽減するなどの効果が期待できると考えますけれども、この点について町の見解をお尋ねさせていただきたいと思います。

2点目、ごみの資源物処理についてでございます。今、担当部局も課題として捉えているように、ごみの排出のような生活インフラ、これは公平負担の観点から考えても、町民の負担に格差が生じるというのはやはり適切ではないのかなと感じております。地域や自治会によって偏りがあってはならないことだと思いますので、今後のごみ情勢とその対応について、町長、どのように考えているのか見解をお伺いさせていただきたいと思います。

3点目でございます。教育行政についていただいたご答弁の中で、相談体制の充実の必要性、これはこれから特に重要視していかなければならないのかなと考えております。相談する場がなければ、そもそも課題も見えてこないと考えております。しかしながら、相談することが目的ではなく、課題が解決されることが目的であると考えているところではございますけれども、今回の予算の中で相談体制が充実されることは、世相を鑑み適正であると考えております。本年度予算の中で、社会情勢を適切に捉え、新しい生活様式に対応できるよう体制を整える考えがあるかという点、ご確認を再度させていただきたいと思います。

以上です。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 1点目の広域連携のスケールメリットによる費用軽減につきまして、お答え申し上げます。

町といたしましても、広域連携による共同調達につきましては、調達規模が大きくなることによりまして、町単独の調達と比較してスケールメリットが働くことから、調達における有効な手段であると認識しているところでございます。

現状といたしましては、神奈川県電子自治体共同運営協議会でのシステム調達におきまして、全体の経費のうち、神奈川県が2分の1を負担し、残りを参加団体に負担する形となっており、単独での調達に比べて安価な契約となっております。また、神奈川県町村情報システム共同事業組合におきましても、共同調達効果により費用の軽減を実現しております。また、湘南広域都市行政協議会の広域情報部会における情報交換の中で、業務用チャットツールについて、各団体が同じサービスを利用している状況が判明し、神奈川県への働きかけにより、県や他団体を含めた県下共同調達につなげ、スケールメリットによる契約単価の軽減を実現したところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 木村町長。

【木村町長】 私からは、2点目のごみ・資源物の収集処理に関しての中で、ごみ情勢と今後の対応についてお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。

ご存じのように、寒川町においては、環境対策の中で何が生活から排出されるごみの処理、あるいは

分別、資源の徹底、そういったものが家庭のみならず、町も役所も事業所の一つでありますけれども、まだまだ分別が徹底されていない、減量化がまだ道半ばだなという感じがいたしております。処理施設も、あるいは処理場所というか、最終処分場も持たない町としては、町民皆さんの共有認識として、ごみをいかに少なく有効利用するかという観点でご理解をいただかなければいけないなと思って、その点については、まだまだ情報の共有というか、お話が足りないなというような部分もあります。

今回お尋ねのあります内容につきましては、本来であれば、自治会への加入・未加入にかかわらず、ごみを出される皆さんが、文字どおりルールを守る、あるいは置場の適正管理を行うことが自治の基本理念といえますか、町と町民の皆さんが協働する、お互い役割を担うという協働のまちづくりであると考えているところでもあります。

今回、試験運用で実施しました資源物置場を廃止して、全ての物を1,600か所あるごみ集積場に出せるようにすることも1つの対応策だと思っております。そうすることによって、自治会員に偏った負担ではなく、利用される方が、皆さんが協力して置場の維持管理を行うことになるのではということ、まずは1つの課題解消としてそのような方向で現在検討を進めているところであります。これも当然、ご理解をいただかなければなりません。自治会をはじめ、各住民の方々にやはり十分な説明を尽くさないと、その辺が協力という体制にはなかなか結びつかないものがあります。一方的な話でなく、私も町長の手紙とか、様々な懇談会でご意見もいただきます。かなり厳しい部分のお話も出ております。そういう負担の偏らない形で町民に均等に対応していただく、そういう方向をぜひ探し求めていきたいなと思っております。

【岸本委員長】 大川教育長。

【大川教育長】 現代社会は今大きく変容しております。その中で、児童生徒の抱える問題が多様化し深刻化する、そういう傾向が見られると思います。町教育委員会としましては、様々な悩みを抱える児童生徒及びその保護者一人一人に対して、きめ細やかな相談支援体制を築くことができるよう、今後も経過を注視しつつ、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 それでは、最後の3回目となりますけれども、DXの推進については、今ご説明いただきましたとおり、今後、広域連携の中で有機的というか、前のめりというか、積極的に議論をしていただきたいなと思っておるところでございます。今後、これ以上にまた広域連携に続く取組を進めていく、その考えをお示しいただければと思っております。

2点目、ごみ・資源物収集の処理につきましては、ただいま町長からもお考えをいただきましたところで、これ以上述べることはございませんが、これまで私は実家が一之宮で、今住んでいるところが岡田新町ということで2つの自治会に参加することで、文化がこんなに違うんだなというところを認識しました。どっちがどっちとは言いませんけれども、できているところも、それを大変だと考えているところもすごく見えてくる中で、また、自治会の話ではないので、これについては答弁いたしませんけれども、年齢構成比であったりとか、そういったところを鑑みれば、どこかに偏った負担を強い続けるのは、やはり難しいのかなと本当に強く感じた次第でございます。いきなりいろいろと変えてしまうの

は難しいかなと思いますし、皆様のご理解をいただきながらというところは分かりますので、適切な時代背景に沿ったごみの収集支援の在り方を、ぜひ今年度も検討していただきたいと思います。回答は、こちら結構でございます。

3点目、教育行政についてでございます。今後も注視していただけるということでもございました。また、質疑の中で、これまで中学校の中で各校に配置されていたスクールカウンセラーを月に1回、これから小学校に回すということでもございました。コロナの影響が分かりませんが、小1プロブレム、中1ギャップといった問題や、先ほどご答弁の中にもありました発達障害に伴う発達検査、WISC-Rというものですが、このWISC-R発達検査、もちろん生徒としてできているところはよいのかなとは思いますが、そもそもこの検査に至るまでもいろいろ大変だということは聞いております。本人のご理解も必要でありますし、保護者のご理解、気持ちも鑑みなければならない。本当に発達障害と認めるべきなのか、認めたくないという気持ちもありますので、いろいろ件数もお伺いした中で、発達障害というか、発達検査であったりとか、そういった新しい制度がこれからいろいろ見ていかなければならないのだろうなというところがある中で、学校現場の負担はやはり大きいんだろうなというところを確認させていただいたところでございます。その点につきましては、今後の動向を注視、精査をしていただきまして、本年度の体制が十分であったかという確認を、十分今年度の予算執行の中でしていただければと思います。こちらについては特に回答は求めませんので、私の感想でございます。

以上です。1点目だけご答弁をお願いします。

【岸本委員長】 それでは、答弁をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 1点目のDXの推進に対し、さらなる広域連携をというお尋ねにお答え申し上げます。

これまでの広域連携による共同調達の実施状況を踏まえますと、スケールメリットによる効果につきましては、複数団体を1つの団体として取り扱い、ユーザー数を合算して取り扱うことから、より安価な調達が期待できます。また、事業者においても、金額規模の大きい契約となり、連携窓口等を集約することで、調達契約に係る事務コストを下げる事が期待できる等のメリットもございます。

利用者の目線で申し上げますと、近隣の自治体で連携して同じサービスを調達することで、地域住民が行政界を超えて相互にサービスを利用でき、引っ越し後も同じサービスを利用できるなどの効果が期待できることから、住民目線でデータとデジタルの仕掛けを使って課題解決できるよう、様々な部門と連携して取り組むことが重要と認識しております。

このような認識の下、広域連携の新たな取組として、自治体データの活用によるDXの推進及び自治体間の情報共有を目的として、県が整備し市町村が参加する神奈川県データ統合連携基盤がございまして、これは県と市町村が多様なデータを蓄積・集約及び安全に共有し、課題解決に向けた可視化・分析を行うための環境の整備を目的として、令和3年度から有識者会議及びワーキングによる検討を開始し、令和4年度から実証事業を開始しているもので、本町は令和3年度及び令和4年度にオブザーバーとして参加してまいりました。引き続き、令和5年度においては神奈川県データ統合連携基盤の無償の試行利

用を利用し、本町の課題解決に向けた調査研究を予定しているところでございます。いずれにいたしましても、今後も様々な枠組みを有効に活用し、広域連携によるスケールメリットを生かしつつ、効果的かつ効率的な自治体DXの推進に取り組んでまいります。

以上です。

【岸本委員長】 以上で、吉田委員の総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時15分、13時15分再開といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

午前に引き続きまして、総括質疑を行います。

続きまして、次の方の総括質疑をお願いいたします。

関口委員。

【関口委員】 それでは、委員長のお許しをいただきましたので、総括質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日はちょっとこんなお天気で、お湿りがありますけれども、中央公園の周りも、二部咲きまでは行っていないかなという感じがするんですが、咲き始めました。そういう意味では、本当にいい季節を迎えてきたなと、こういう感じがしますし、今度の土日が一つ、花見のテントやら花見の輪ができるのかなというふうな感じもいたします。

そういう中で、本日、総括質疑で4番目の質疑をさせていただきますけれども、今回の私、一般質問から3月議会を迎えるに当たって、予防ということがいかに大事かということをテーマに今3月議会は掲げさせていただきました。全て行うことで、予防を打っておくことでしっかりと守られていく、また町民の生活が安定していくという、こういうようなことにつながっていくのではないかなと思います。

そういった意味で、本年度一般会計173億2,500万、令和4年度が149億86万ですので、約15.6%のプラスの編成になりました。町民税の総計で、このコロナ禍の中で3年を迎えましたけれども、企業さん、また事業主の皆さん、また町民の頑張りで87億3,370万という、いまだかつてない町税収入を見ることができました。昨年度からすると3億5,000万の4.2%のアップという、本当にこの厳しいコロナ禍の中でも、寒川の企業さんにしても、事業主さんにしても、町民の皆さんにしても、本当に頑張った結果がこのような予算編成につながったんじゃないかなと思います。そういった意味では、私も結構長いことから町税100億の話をしてはいますけれども、町税100億が寒川町、出来上がったら、本当に足腰の強い寒川町になるなという、堂々と、不交付団体であって厳しいかもしれんけれども、不交付団体を張り続けていくぞという、そういう方向性が87億の町税を組むと、町税があると、あと13億、先が見えてきて本当に楽しみになってまいります。そういった意味で、本当に今回は町長を筆頭に、積極予算を組んでいただきました。これに対しては、まず最初に大きな評価をしていきたいなと、このように思っております。

本日は別にして4日間における審査を行ってまいりましたけれども、本当にそういう意味では、一つ一つにしっかりとした裏づけのもとにこの予算が計上されたことについては敬意を表したいなと、このように思っております。それでは話になりませんので、何点か指摘、また、さらに膨らませた事業展開

をしていただきたいということで総括質疑をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目には、職員の心のケアについて、個人任せの対応と見えている。職員を1人も取り残さない優しい体制構築が必要と考えるが、町の見解をとということでお伺いをしてまいりたいと思います。

非常に現在の事務仕事が複雑化している中で、職員の皆様も心の安定という意味では、非常に大変な闘いをされて業務をやっておられるなど、こういうふうな気がいたします。そういった中で、まさか自分がという、こうなって感じる方が多いと思いますが、心の病といいますか、心を病んでしまって、なかなか職場で仕事を継続することができないという方が何人かおられるやに聞いています。そういった意味では、自治法の中で、法律上の中で守られているという部分と、それからもう一点は、その法律があるがゆえに非常に厳しいという、こういうふうな状況もまたある一点、うかがえるのではないかと思いますけれども、公僕としての日常の業務をやる中で、非常に自治法の中には厳しさもあると思います。ただし、そういう中に、寒川町の人材として、宝として、厳しくも優しく温かく見守っていき、手を差し伸べていかなければいけないだろうなど、こういうふうな気がいたします。

いろんな意味で、世の中の変化の中でそういうような方が増えてきていることも事実ですので、そういった意味では、研修会やら、また会議やら、いろんなコミュニケーションを図る意味での、職員に対する対応はやられているとは思いますが、何か質疑の中でも、個人任せの対応のように見える部分があります。そういった意味では、行政のほうでしっかりと、苦しんでいるのは本人ですから、そういった意味ではしっかりと光を当てていただいて、そして温かい手を差し伸べていくということが非常に大事なんだろうと思いますが、優しい体制構築をいま一度見直したり、それから、課題をさらに検証していただいて、しっかりと支援体制をつくり上げてもらいたいなと思いますが、この点についての見解をいただきます。

次に2点目に、安全対策についてお伺いいたします。町なかを歩きますと、本当にいろいろなところに、交差点のところに表示があったり、また、標識が設置されていたり、それから、横断歩道が表示されておりますけれども、薄くなってしまったり消えてしまったりということで、タイヤの摩擦やら何かでもって表示がなかなか表示されていないという、このようなところが多々あります。そういった意味では、町民の安全、それから子どもたちの安全ということを考えたときに、しっかりと対応をしていかなければならないと思っています。そういった意味では、町もしっかりと警察と協議をした中で要望を出し、また、安全対策を講じているとは思いますが、まず最初に、警察との協議やら対策やら、こういったことが十分にされているのかどうか、そして、どのような形で協議を進められておられるのか、この辺についてのまず見解をいただきます。

それから3点目に、放課後児童の健全育成について、児童クラブの待機児が47名と聞きました。5校ある中で、どのような状況に待機児童が展開されておられるのか。学童クラブに通える方、通えない方、こういう方たちが出てしまう。本来の形からすると、税の公平さにつながらない。やはり待機児童をなくしていくということが大事だと思いますし、それが平等だと思います。そういった意味では、その辺の対策をしっかり講じていただきたい、このように思っております。定数を増やすことは、町として考えていかなければ税の公平性につながらないんじゃないかなと、このように思っています。そういった

意味で町の見解をいただきたいと思います。

次に4点目に、高齢者支援施策について、まず1点目は、認知症の地域支援推進員の増員について、それから2点目に、包括支援センターの北部地域への設置についての町の見解をお伺いしてまいりたい。

昨年12月、当時の議長のお計らいで議員研修を行いました。そのときに、認知症の地域支援推進員さんのお話を聞いたり、また、町職員のお話を聞きながら、認知症に対する我々議員の新たな思いと、何を自分がしたらいいか、こういったことについての研修をさせていただきました。二度目は、本年1月に、2回連続でやることに意味があるんだそうですけれども、研修を受けました。本当に中身の濃い話をさせていただきました。そういった意味で、私もそこでもって何をしますかという、こういう問いかけがありましたので、認知症の方の見守りを一個人としてやっていきたいということのアンケートを出しましたけれども、そういった意味では、寒川町が全体的にも、職員を含めて、我々議員も含めて、神奈川県の中でも、認知症のサポートの数というのは県下のトップクラスにいるという、こういうふうなお話も聞いておりますし、そういった意味では、すばらしい行政の在り方だなと、こういうふうな感じを受けております。

そういったことから、話を聞きながら、我々もできることはしっかりしていかなければいけないし、行動としてもそのような動きをしていかなければならないだろうと、このように思っております。ただし、相当の数が増えてきていると思いますので、高齢化社会の中でも、さらに認知症の方たちが増えているということを考えますと、認知症の地域支援推進員さん、現在1名ですが、1名ではなかなか思うような動き、町民に対する支援のやり方、こういったことも思うようにいかないのではないかなという気がします。そういった意味では、お一人職員の方に応援していただいて、2人でもって力を合わせながら今やられているみたいですが、茅ヶ崎市さんは、10名の地域支援推進員さんがおるそうです。そういうことから考えると、切磋琢磨しながら認知症の方々にしっかりと温かい手を差し伸べていくという、これを考えたときに、もう一人の支援推進員さんをつくって、2人で協力し合いながら、そして町の応援をもらいながら進めていくことが、さらなる認知症の方々に対する支援につながるのではないかな、このように思いますので、この辺についての見解をいただきます。

それから、次に2点目の包括支援センターの北部地域への設置についてですが、南部が今、昨年、一昨年ぐらいからかな、南部に2人の体制で常駐して包括の出張所になっております。北部の場合については、週1で1名の方が行っておられるそうですけれども、福祉の動きというのは1人で私はやるものではないと思っているんです。やはり複数でもって対応するというのが、何かトラブルがあったときにしっかりとその体制づくりができるということから、1人で動くということは危険も伴うと思っていますので、そういった意味では、やっぱりそうであってはならないという気がします。

週1ですので、北部の方たちにしてみると、行ってやっているかやっていないか分からないものですから、どうしてもやっぱり町のセンター、地域包括支援センターの町役場に来てしまうという、こういうふうなことが見受けられます。そういった意味では、しっかりと体制づくりをすることが大事だと思っています。

あわせて、地域包括支援の仕事というのは、困った人のまず第一歩の相談の場所ですので、そういった意味では、ここの体制がしっかりしていくことがいろんなところに、あそこに行こう、ここに行こう

と振り分けられることも含めて一番大事な窓口になりますので、そういった意味では、地域包括支援センターをさらによりよい環境づくりにするのと併せて、北部への2名体制の設置をしていくべきだと思いますので、これについての見解をいただきます。

それから、最後に5点目ですが、駅北口の歩行者専用道路を活用することについて町の見解をいただきたいということになります。歩行者専用道路というのは、フジスーパーと湘和会堂の間のあの道になります。あの歩道になります。あわせて、それを真っすぐ行ったところに、平塚信金の裏になると思いますけれども、あの2か所が歩行者専用道路になります。これを活用してにぎわい創出をしていくべきではないかなと思います。

それには、せんだっても、建設経済常任委員会で料理飲食の方たちとの懇談会もさせていただきました。また、商工会の皆さんとの懇談もさせていただきました。そこでのいろいろなご苦労話であったり、現状の話をお聞きしました。そういった意味では、どうやってにぎわいを創出していくかということが非常に大事だと。町がプレミアムをはじめ、いろんな支援をします。あわせて、料理飲食にしても、また商店街にしても、地元の事業主さんがいろんな事業を展開していただいておりますけれども、どうしても単品になっていってしまって、いい感じがする、だけども沈んでしまう。またよくなる、また沈んでしまうという、こういう感じを受けています。そういう中で、連続性を持ったにぎわいをつくり上げるということが大事ではないかなと、このように思います。

料理飲食の方やら、観光協会の方、また、商工会青年部の方たちが一生懸命努力をされて、地域の経済やら、また、にぎわい創出について、いろんな形での協議を重ねておられることをお聞きして、何とか少しでもお役に立つことはないかということで、私自身は、駅北口の歩行者専用道路を活用するという、これを一つ、前々から言っていることですので、何とかこれを展開していきたいと、このようなことから今回、総括をさせていただいております。この辺についての見解をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、1点目の人事管理について、職員の心のケアについて優しい体制が必要と考えるが、見解を問うにお答えをいたします。

職員の休職に至る理由につきましては、業務内容や職場の人間関係や個々の私的な事情に起因するものだけでなく、当事者本人にもはっきりとした理由が分からないものなど、原因は多岐にわたっておりまして、これに対する対応につきましては難しい状況がございます。現代の複雑化する業務に対応する職務環境においては、様々な形となって受けるプレッシャーやストレスを避けて通ることはできず、そういった状況においては、1人で悩まずに、周囲への相談や助けを求められる環境づくりが重要なものであると認識をしているところでございます。

今年度においても、管理職を対象に、怒りのコントロールを学ぶアンガーマネジメント研修や、先輩職員が後輩や新人を指導する上で必要なスキルの獲得を目的としたOJT研修などを実施し、上司や先輩、同僚などへの職場内でのコミュニケーションの重要性を学んでもらっているところであります。そのような中で、残念ながら、休職中の職員が増加しておりまして、定期的な連絡を取りながら、復帰間

近な職員に対しては試行勤務などを行い、復帰に向けて勤務時間を調整しながら、徐々に執務に慣れていけるようなプログラムを組んでおります。また、主治医との連携の充実にもこれまで以上に努めているところとなっております。

今後引き続き、悩んでいる職員への個別対応、医療相談に係る助言などを行うとともに、復帰に当たっては、本人の意向も聞き取り、円滑な復帰に向けた職場環境への配慮など、医師への対応や産業医の活用、そして職員支援の体制を充実させることなど、適切な対応につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 戸村町民部長。

【戸村町民部長】 ご質問の2点目、交通安全対策について、現状の対策と状況につきましてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、子どもたちはもちろん、町民皆様の安全確保は本町の最重要な事項であると認識しております。そのため、町内の安全対策としての標識の設置や横断歩道等の道路標示の対策につきましては、町内を14か所に区分し、役場各課等から約30名の町職員を動員いたしまして、交通標識の改善や道路の外側線や停止線、横断歩道等の白線の確認を行っております町内危険箇所点検、また、小学校の通学路の安全確保から、茅ヶ崎警察署、学校長、PTA、道路課、教育委員会等で合同点検を行います寒川町通学路交通安全プログラム、さらには、日頃の職員パトロールからも現状を把握いたしまして、危険な箇所などにつきまして、町長名の要望書で茅ヶ崎警察署を経由しまして、交通管理者でございます神奈川県公安委員会へ具体的に標識や道路標示の設置、改善や補修依頼を行っております、神奈川県公安委員会は、その交通量や摩耗程度などを総合的に判断し、要望いたしました標識の設置や道路標示などの補修対応を行っている状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは、ご質問3点目、放課後児童健全育成について、児童クラブの待機児童が47名とのことだったが、児童クラブの定数を増やすことは必要と考えるが、町の見解を問うにお答えをいたします。

令和5年度の各児童クラブの待機児童の状況についてでございます。寒川小学校区あおぞらクラブは19名、一之宮小学校区わんぱくクラブは8名、旭小学校区わかばクラブは1名、たんぼぼクラブはゼロ名、小谷小学校区げんきっ子クラブは7名、南小学校区星の子クラブは7名、おひさまクラブは5名、合計47名となっている状況でございます。

特に、待機児童が多い寒川小学校区につきましては、令和元年度より待機児童が増えていることから、令和5年6月より、給食調理場が配膳室となることで残余スペースが生じます。その一部を転用しまして、新たに40名受入れ可能となる児童クラブを増設し、待機児童の解消を図る予定でございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年3月2日より休止状態でありますふれあい塾を令和5年度2学期から再開するために、現在準備を進めているところであります。ふれあい塾については、月曜日、水曜日、金曜日の週3回、給食のある日に実施をしております。児童は、学校から

帰宅後、ふれあい塾に来ることとしており、ふれあい塾を待機児童解消につなげることが今後の課題であると、このように捉えているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、続きまして、まず、認知症地域推進員の増員についてのご質問にお答えいたします。

まず、町におけます認知症の方の現状についてご説明させていただきます。

まず、町における認知症高齢者の人数を申し上げますけれども、介護保険の認定調査の際に、認知症高齢者の日常生活自立度という調査項目がございまして、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られるという判定を受けた方、65歳以上の方の人数になりますが、令和4年4月1日時点で1,340人でありまして、これは65歳以上の人口の9.93%になります。平成31年4月1日の時点では1,105人、60歳以上の人口の8.61%でありましたから、増加傾向にございます。認知症の有病率は年齢とともに高まると言われておりますので、町の人口推計では、65歳以上の方の人口がピークとなるのは令和22年でありますから、今後さらに認知症の方の数は増えていくと考えられております。地域支援推進員の役割、重要度はますます今後も増していくものと考えております。

続いて、地域包括支援センターの関係でございます。

まず、地域包括支援センターの役割についてご説明させていただきますが、現在、地域包括支援センターにおいては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門職による支援を行っております。その機能でございまして、地域の最前線に立ちまして、高齢者の総合相談支援、権利擁護、介護予防や地域経営会議を通じたケアマネジメント支援等を業務とする地域包括ケアシステム構築に向けた中核的な機関としての役割がございまして、こちらにつきましても、高齢者の数が増える中、その必要性は増していくものと思われまますが、北部への設置というご質問でございましたけれども、現在の相談の状況等、十分に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

【岸本委員長】 菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 にぎわい創出について、寒川駅前を含めた町のにぎわいにつきましては、町観光協会をはじめ、町料理飲食業協会や町商工会青年部など、様々な団体がそれぞれの立場で町の地域経済の発展とにぎわいの創出に向けた事業を展開しております。近年は、団体役員の世代交代なども進み、特に町料理飲食業協会におきましては、町の次世代を担う若手役員を中心に、おいしいおかえし事業の実施や地産地消の取組などの検討が進められております。

また、町商工会青年部におきましては、昨年5月に寒川駅前公園におきまして、どまんなか祭りを開催いたしました。このどまんなか祭りの開催に当たりましては、コロナウイルス感染症による閉塞感が漂う中で、自分たちが率先して我が町を盛り上げていきたいとの強い意志から実施されたものでございます。ほかにも町内商業者が中心となりましたマルシェ実行委員会が新たに組織されるなど、自発的な取組が多く行われるようになっております。町といたしましては、様々な団体と連携し、さらなるまちのにぎわい創出に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 それでは、2回目の質問を順次進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、総務部長のほうから、いろんな形で本人と関わりながら、個別対応であったり、医療相談にかけたり、いろんな意味で本人の意向も聞き取ったりしながら、何とか復帰できるような形でもって相談対応をしているという、こういうふうなお話がありました。

実際には、病が治ったような感じでもって一度職場に復帰しても、またどうしても途中でもってなかなか厳しくなつてという、こういう方もおられたり、それから、しっかりと次の段階に進めていけるような、こういうような方がおられたり、いろんな形で、お一人お一人が全部、持っている病が違ふものですから、どうしてもやっぱり本人たちも大変な思いをしますし、また、人事担当にしても、総務部長を筆頭に、いろんな形で対応の難しさ、こういったものについて感じているということはよく分かります。

そういった意味から考えて、今行っているこういうもろもろの対応がどうなのか。本当に本人たちに、病を抱えている方たちにしっかりと対応ができていくかどうか。やっているということではなくして、できていくかどうかということが大事だと思いますので、そういう意味では、この辺に対する検証と、それから、見直すべきところは見直していくという、こういう勇気を持った動きが必要であると思ひますし、それがケアにとって一番いい、優しい温かいケアにつながっていくのではないかなと思ひますので、どうかそういった意味で、今やっていることを生かしていくということと併せて、検証していくことと、それから、見直す部分は見直すという、こういうふうな動きが必要になってくるんだろうと、こういうふうな気がしますので、いま一度、総務部長、この辺についての見解をいただきたいと思ひます。

それから、2回目の安全対策の関係ですが、今、戸村部長のほうからも答弁がありました。いろんなところを点検しながら14か所に区分して点検されているという、こういうふうなこと、あわせて、町長名で県のほうに、また茅ヶ崎警察を通じてになると思ひますけれども、公安委員会のほうに提出しているということですが、やはり車両の頻度、量の多さ、こういったこととか、それから危険な部分、ここはしっかりとした形にしとかなきゃいけないよという、こういうふうな部分であったり、何回か危ない目に遭っている、そういうふうな町民の方たちがおられるみたいな、こういうところについては、ある意味で言うと、優先というか、さらに強く警察のほうにお願いしていくという、こういうことが全部一律に、自治会からも、PTAからも、学校からもこういうものが出ましたと、よろしくと渡すのではなくして、町でも特にこういうところはお願ひしたいというふうな、こういった部分について、全部が全部大事でありますけれども、それでもなおかつ、こういったところがということが必要だと思いますので、そういった意味では、しっかりとその辺を、強弱をつけながら協議を進めていってもらいたいと思ひますけれども、いま一度、この辺についての見解をいただけますか。

それから、次に3点目の児童クラブの待機児が47名という件について、2回目の質問をさせていただきますが、今、部長のほうからも答弁ありましたけれども、各学校の敷地内に児童クラブがあるというところは、僕は町長、神奈川県の中でも寒川だけだと思ひています。そのくらい寒川の児童クラブは優

秀だと思っていますし、行政の対応はすばらしいと思っています。ただ、いかんせん、児童数が増えているということから、また、家庭環境がいろいろ変化しているがゆえに、児童クラブの待機者が47名という、こういう数字になってしまっています。先ほど部長答弁の中でも、寒川小学校については、給食室を、今度は給食がセンター化になりますので、そういった意味では、そこが配膳室となることなので、余裕スペースが生まれるから40名の体制のものをつくりたいと、こういうふうな話がありました。だからといって、各学校全部こういうふうな形でやっていけるかという、やっぱりそうではないと思うんです。

そういった意味では、先ほどちょっと部長からも答弁ありましたから、私はあえてそこに乗せさせていただきますけれども、コロナの中でふれあい塾が今まで、平成2年3月から中止というか、ふれあい塾をやめていたわけですがけれども、本年2月から再開に向けて今検討を行っているという、こういうふうなことであります。そういう意味では、児童クラブのほうの拡大をこれ以上やっていくということについては、いろんな意味で厳しいこともあるだろうと、こういうふうな気がいたします。

そういう意味では、今現在ある行政の事業があるわけですから、ふれあい塾を本年2学期からという、こういうふうなことであるならば、それまでの期間も含めて、ふれあい塾の拡大を、かばんを持って一旦家に帰ってまた出てくるという、こういうことではなくて、直にふれあい塾に行けるような、また、週3日でなくて、月・水・金でなくて毎日できるような体制だとか、そのためにはボランティアの方という話がありましたけれども、もしあれでしたら、児童クラブと同じように応援していただける方たちを募るとか、もちろん、そこにはお金が発生しますけれども、児童クラブの方たちと同じような体制で考えていってもいいんじゃないかと私は思いますけれども、という形でふれあい塾をさらに拡大していくという、こういうやり方で待機児童を解消するという、一部この動きをされたらどうかと、こういうふうに思います。そういう点で2回目の見解をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、4番目の認知症地域支援推進員の関係ですけれども、北部の関係については、今現在、部長の答弁がありましたけれども、よく検討するという話がありましたけれども、北部の場合は体制ができていないですから町民が分からないんですね、あまり。例えば、2名体制でもって毎日やっていますよということになると、おのずと利用者さんって増えるんだろうと思うんです。今、週1回ですから、もし来なければ、2時間か3時間でもって帰ってきちゃうという、こういうふうな話も聞いております。また、どうしても1人で相談を受けますから、そこで複数でないものですから、どうしても聞いた、聞かないというふうな話もあったり、なかなか推進の意味で難しい部分があるのではないかなと、こういうような気がいたします。それを考えたときに、1つのやり方として、北部の体制づくりをもちろんやっていただくことも大事ですが、センターをさらに充実させるということも必要ではないかなという気がいたします。

そこで、現在のセンターの相談状況、それから人数体制、こういったものについての見解をいただけますか。

次に、包括支援センターの……。ごめんなさい。今一緒くたになっちゃったな。認知症支援推進員さんの話ですね。申し訳ない。実際には、答弁でもありましたように、人数が増えてきております。そう

いった意味では、どうかしっかりと体制づくりをしていかなければならないだろうと思います。そういった意味で、今の現状を考えると、職員が1人、推進員さんとともに動いておりますけれども、その方が、町の自分の仕事もあるわけですので、その仕事をやりながら認知症推進員さんとともに動くという、こういうふうなことにもなっておりますので、そういった意味では、町における認知症支援推進員さんの業務の現状と今後の方向について見解をいただけますか。申し訳ありません。

2番目の包括支援センターの関係につきましては、先ほど言いましたので、その旨のご答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、5点目のにぎわい創出の関係ですが、歩行者専用道路、この活用について先ほども提案をさせていただきました。にぎわいのある道路空間を構築するための制度として、過年度、歩行者利便増進道路、通称ほこみちが創設されましたけれども、町内においては、寒川駅北口の歩行者専用道路で活用ができそうであると私は考えているんですが、道路管理者として、この制度がどのようになっているのか見解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。委員長、すみません。

【岸本委員長】 大丈夫です。先ほどの放課後児童健全育成についての質疑の中で、関口委員の中で、ふれあい塾の休止のほうは平成2年から休止というふうにおっしゃっていたんですけど、令和2年というところでよろしいでしょうか。

【関口委員】 はい。

【岸本委員長】 じゃ、原稿の訂正ということで、平成2年から令和2年ということに訂正をいたします。

【関口委員】 申し訳ありません。よろしく願いします。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、1点目の心のケアについて、行っている対応が有効なのか、温かいケアに向けて検証や見直しが必要ではないかとの質問にお答えをいたします。

メンタルヘルス不調の場合には、短期間での復帰が難しく、一定期間の療養が必要な状況となっておりますが、その間、主治医の意見や産業医の指導の下、職員と状況を話し合いながら、可能な限り、本人にとっても最適な形で職場に戻ってこられるようなケアを心がけて対応している現状であります。今後につきましては、検証や見直しということを行い、この先につなげていきたいと考えております。

また、メンタル不調になってしまった職員はもちろん、新採用職員など特に若い年代には、不調にならないよう、予防の観点も含めまして、気持ち、心の持ちようの部分で孤立しないように心配りする体制、それから所属長や上司、同僚といった関係性の中で話しやすい環境、それから、チームとして職務に向かえる職場環境の構築など、改めて職員全体で意識の共有を図り、町の元気は職員の元気からと言えるよう、温かい愛のある職場になれるよう、職員一丸となって取り組む必要があると考えております。そのためには、人事課も所属の課も一体となって心のケア、早期復帰体制に向けた支援ができるよう、その在り方を再考する必要がありますし、新しい人材育成基本方針ですとか、人事課の職員体制も改めて考える必要があると強く意識しておりますので、そういった中で手だてを講じてまいりたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 戸村町民部長。

【戸村町民部長】 ご質問の2点目、交通安全対策について、本町としての優先度の対応についてお答えいたします。

本町としての優先度の対応でございますが、町内危険箇所点検や通学路交通安全プログラムなどで把握いたしました町内の標識改善箇所や横断歩道等の道路標示補修箇所につきましては、交通量や通学路などを考慮いたしまして優先度を順位づけしまして、茅ヶ崎警察署を通じまして、神奈川県公安委員会へ要望してまいります。

委員ご指摘のとおり、町民皆様が安全安心に暮らせるためには、道路環境の安全対策が最重要と考えておりますので、今後につきましては、町民皆様への特に危険な箇所、優先度の高い箇所については、茅ヶ崎警察署と連携を密にし、優先して補修していただくよう、繰り返し繰り返し、粘り強く要望してまいります。もちろん、全ての要望の実現を目指して頑張ります。

以上です。

【岸本委員長】 伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 それでは3点目、放課後児童健全育成についての2回目のご質問にご答弁申し上げます。

委員ご指摘のありましたふれあい塾の現状の実施の仕方では、待機児童の即解消につながるかということは、なかなか難しい状況であると認識しているところでございます。休止しておりますふれあい塾につきましては、先ほどもご答弁申し上げたとおり、令和5年度2学期からの再開を目途に、そこに向けて、これまでに指導員の方々と意見交換を行い、登録をいただいているボランティアの方々へは継続の意思確認を行うとともに、人材確保のため募集を行うなど、準備を進めているところでございます。

ふれあい塾の課題といたしましては、開催日数、現在、給食がある日で週3回となっておりますが、毎日実施すること、学校から直接ふれあい塾に来られるようにすること、ボランティアの方々の人材確保、また、実施日数が毎日となったときの居場所などが挙げられます。これらの課題を解決し、待機児童の解消につながり、放課後児童クラブと放課後子ども教室が一体となって、安全安心な居場所づくりができると考えております。そのためにも、課題について一つ一つ解消できるよう、関係部署との調整を図りながら今後は進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 三橋健康福祉部長。

【三橋健康福祉部長】 では、認知症地域支援推進員の業務の現状と今後の方向性についてお答えいたします。

認知症地域支援推進員につきましては、平成29年4月より、寒川町地域包括支援センターに1名配置されております。認知症地域支援推進員が関わった認知症に関する相談件数を申し上げますと、電話、来庁、訪問を含めた延べ件数で令和3年度は690件であったところ、令和4年度では、2月末の時点で999件と増加しておる状況でございます。相談に関しては、電話や来庁のみの相談では解決が難しく、訪問での対応が必要になるケースも多くなってきていると聞いております。相談以外にも、近隣の方か

らの情報により、独居の方を緊急に訪問しての状況確認、病院受診への同行、近隣トラブルを本人や家族と一緒に解決していくというようなことも行っております。

認知症地域支援推進員は、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるような地域づくりを推進するため、医療・介護及び地域の支援機関と連携を図りながら、つながりをつくるコーディネーターの役割や認知症に関する正しい知識を伝えるため、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の開催などの業務を担っております。今後も認知症の方の支援はますます増えていくと考えられまして、認知症地域支援推進員の重要度は高まっていくものと思われまして。現在は、委員おっしゃっていたように、認知症地域支援推進員と町保健師と協力することで適切な支援を行うことができしておりますけれども、今後、高齢者人口の増加、認知症の方の増加に伴いまして、十分な対応が取れなくなるのではないかと懸念はございます。

続きまして、地域包括支援センターの相談の状況についてお答えいたします。

現在、委員おっしゃられたように、北部での相談につきましては週1回、木曜日に北部公民館で出張相談として実施しております。相談件数につきましては、令和3年度については3件、令和4年度につきましては、4月から1月までで6件となっております。継続的に関わる必要があるようなケースにつきましては、最初の相談は北部公民館の出張相談で、その後につきましては、役場内の包括支援センターで対応しているような状況でございます。北部地域の方でも、通院先から相談するよう勧められて、通院先に近い役場内の地域包括支援センターで相談される方も多いと聞いております。

また、先ほど北部での相談の件数を申し上げましたが、役場内の地域包括支援センターでの件数を申し上げます。令和3年度につきましては5,773件、4年度につきましては、こちらも4月から1月までの件数になりますが、5,031件となっております。

以上でございます。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは5点目、にぎわい創出についての歩行者利便増進道路の制度についてどう捉えているか、私のほうからお答えさせていただきます。

歩行者利便増進道路、通称ほこみちと言っていますが、こちらにつきましては、令和2年度の道路法の一部改正により、歩行者の利便の増進や地域の活力の創造を目的として創設された制度となります。この制度を利用するメリットは、道路空間の活用を柔軟に許可されることとなり、具体では、通常では占有許可が出ないテーブルや椅子などが道路占有できることとなります。なお、実際にこの制度を利用する際には、その区間を道路管理者が指定することになりますが、指定に当たりましては、各要件をクリアする必要があり、その要件は、快適な生活環境の確保と地域活性化に資すると判断できること、都市機能の配置状況や沿道の利用状況等から、歩行者の利便増進に資する適切な区間であると判断できること、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員が確保できること、沿道住民や関係機関との協議により理解が得られていることなどが、また、公安委員会への意見聴取も必要となっております。

ご提案いただきました寒川駅前公園箇所の歩行者専用道路につきましては、ある程度の幅員がありますので、この制度を利用し占有したいという事業者が出てくれば、協議の対象となってくると考えてお

ります。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 それでは、3回目の質問をさせていただきますが、先ほど総務部長から、検証し、見直しも行い、さらに優しい温かい体制づくりを構築してまいりたいと、こういうような答弁がありました。

最後に町長から、優しい体制づくりや目の届く人事、職員対応をしっかりとやってほしいと私も思います。そういった意味では、町長のほうから、さらなる職員のお一人お一人を絶対に漏らさないで、しっかりと全ての職員に目を向けていただいて、さらなる職員の健康管理、並びに公僕としての仕事ができるような、こういうような体制づくりをしていただきたいと思いますけれども、最後に町長の見解をいただきたいと思います。

それから、2点目の交通安全対策につきましては、ただいま部長のほうから答弁ありましたように、ともかく、町民の皆さんが安全で安心して暮らせるための最善の策を講じていただきたい、このことをくれぐれもよろしく願いをしていきたいなと思いますので、この件については以上で、答弁は結構ですので、よろしく願いいたします。

それから、3点目に児童クラブの関係ですが、もちろん、先ほど部長のほうからもお話がありましたように、いろんな形での体制づくりをもし進めるにしても、待機児童を解消していくというこの形をつくるには、いろんなところの拡大解決が必要になってくるという、こういうふうな答弁をいただきました。

そこで町長、これは学校関係になりますから、教育委員会も絡んだり、いろんな部署も絡んでくると思いますので、どうかしっかりと協議をした上で、ふれあい塾を児童クラブの待機児解消のために、そのような体制ができるかどうか、いろんな形での各部局との調整も必要になってくると思いますけれども、これについての町長の見解をいただきたいなと思います。

それから、認知症支援推進員の関係ですが、今部長から答弁ありましたけれども、このような形で今後とも事業が展開されていったりしますけれども、ただ、現状の体制では思うような支援ができていけないという部長の答弁の中で、今後、十分な対応が取れなくなるのではないかという懸念があるという、これは町民の皆さんに不安を残すだけですので、この辺については、その対応をしっかりとさせていただかなければならないだろうと、こういうように思います。そういった意味で、この辺についても町長から最後の答弁をいただきたいなと、このように思いますので、やはり推進員さんお一人での闘いというのは大変だと思います。育てながら一緒に寒川町の認知症の方々をお守りしていく、しっかりと見守っていくというこの体制づくりをしていってほしいなと、こういうふうに思いますので、町長の見解を最後にいただきたいと思います。

あわせて、包括支援センターの関係になりますが、現状では木曜日に行っている件数が本当に少ない状況ですけれども、北部については、ただ、センターについては異常なほどの数字になっています。そういった意味では、先ほど部長のほうから人数はありましたけど、現行体制の話がありませんでした。ありませんでしたけれども、この数で、特に4年についてはまだ途中であります。しかしながら、もう

5,031人という数字が出ている。だから北部も含めて、このセンターというのが北部も含まれているということも考えられるのではないかなと思います。

そういう意味では、北部に2名体制にさせていただくのと併せて、センターをやはり充実させていかなければならないと思います。それが一番最初に困った人たちの窓口になるこの支援センターですので、ここをしっかりとすることが次のところにつながっていくわけですので、この辺について町長の思いをお答えいただきたいなと思います。

それから、最後に、にぎわい創出の関係につきましては、今部長のほうから答弁がありました。この制度を利用し、占有したいという事業者等が出てくれば協議の対象となってくると考えますと、こういうふうなお話であります。現にいろんなところで、歩行者専用道路を利用してにぎわい創出をしているところがあります。ただし、建物がある寒川町のあそこのフジスーパーと湘和会堂の間もそうですけれども、片側が1メートルずつの歩道状空地がありますので、センターが6メートル、ほぼ6メートルだと思います。歩道状空地が、左側にも建物がありますし右側にも建物がありますので、歩道状空地が1メートルずつ。約8メートルの歩道になってくると思いますが、あそこならば十分可能だろうという、こういう思いがしますし、それが今の都市建設部長の答弁だろうと思っております。

そういった意味では、どうか民を活用していくということも含めて、料理飲食の方たち、観光協会の方たち、商工会の青年部の方たちがいろんなところでいろんな議論をしていますけれども、事業主さんとよく相談して、にぎわい創出のこの部分だけが盛り上がればいいということじゃありませんので、現在頑張っておられる事業主さんも併せて、みんなが、もう一つ、もう二つ高まっていくということが大事になってくる、そのためのにぎわい創出だと思っています。

まして、田端の事業が展開していったら、今度は田端の事業に張りついた社員さんが寒川駅を利用すれば、その方たちも含めてにぎわい創出の場に交流をしてもらおうという、こういうふうなことも考えていかなければいけないと思いますし、それが町全体のにぎわい創出になるような、こういうふうな形のきっかけにこれがなればよいなと思っておりますので、どうか、いろんな意味で民との、民活も利用しての事業展開を進めていただきたいなと、このように思いますので、これについては、いま一度、部長答弁と、最後に町長の答弁をいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 それでは、順を追ってお答えをしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、人事管理ということで、これは内容的には非常にそう簡単な部分ではないと思います。当然ながら、職員の頑張りがあるからこそその町、役所であります。組織であります。体調不調により職員が長期にわたり休んでしまう、現にございますけれども、これは町にとっても大変な損失にもなってまいります。そういった中で、誰一人取り残さない、取り残すことのない優しく、ここはやはり温かい部分が大事だと思うんですね。これは『「高座」のころ。』じゃありませんよ、別に。穏やかさは入っておりませんが、優しく温かいという部分の気持ちで接する部分、絆の強い組織となるように今後とも努めてまいりますので、ぜひご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

昨年の4月に人事課も組織でつくりましたが、本来の意味合いは、そういう部分の課題についての対処という部分がある一つの狙いでもあったんですけれども、なかなかそれは、そう短期間には成果が出ない部分でありましたので、引き続きその辺も、新年度に向けて体制の中で十分検討させていただきたいと思います。

それから、2点目の交通安全、これはお答えはよろしいということでしたのですが、ちょっとこれも私、以前から非常に意見がありまして、これは県の要望の中でもお話しはしているんです。県の警察も含め、あるいは公安委員会の中でもお話をしたこともございます。しかしながら、これは県の所管と町の所管の違いという部分、非常に縦割りの部分があって、過去に厚木市の市内で学童が交通事故に遭った際、横断歩道が非常に薄れていて見えない。子どもはそれを承知で、その安全な部分だと渡ったんですけれど、運転者の方が確認できずに事故に遭ってしまったと。

厚木市がその横断歩道を塗り直そうと。既存のものですから塗り直そうという話をした際に、これは地財法の関係があって法的にも違反されると、そういう裁判の判断が出ていますから、であれば、本来の県道であろうが、町村道であろうが、その管轄の中にある自治体が第一責任を取るべき部分だと思っておりますので、今後どうなるか分かりませんが、やっぱりその辺の、新しい道路の横断歩道とか規制線、これは公安委員会の許可があって当たり前だと思います。ところが、従前からあるもの、これが見にくい、薄れている、こういったものの引き直しなり、建て替えなりは、当然これ、地元の自治体がある意味、責任を持ってやるべき範疇かなというような思いがあります。しかしながら、法の壁がありますから、その辺の改善を今要望の中では上げている部分もございますので、ご承知願いたいと思います。

それと、3点目の放課後児童の健全育成につきましてのお話でございます。待機児童が47名というのは、確かにこれは少なくない人数でありますし、今後増える可能性も非常に大だと思っております。寒川小学校のあおぞらクラブについては、旧厨房のスペース、配膳の関係で余裕ができますから、そこで利用するというのも1つの案だと思いますけれども、それが全ての解決策ではないとは思いつつも、既存の施設の中で使える部分があれば、それを活用するというのも1つの案かなと思っています。いずれにしても、これは児童クラブの保育会のほうと調整もありますけれども、人の手当てがありますから、単純にその全てを受け入れますというような形にはできませんけれども、課題解決に向けて、ぜひ待機児童がより少なくなるような対応を、これは町としても進めていきたいと思っております。

それから、4点目の、まず、認知症の地域支援推進員の増員についてでございますけれども、確かに推進員の増員につきましては、認知症高齢者の現状や今後の増加予測等を踏まえたと、地域包括支援センターと十分連携を図り、町地域ケア会議、あるいは、町介護保険運営協議会で意見を伺い、私としては、これは対応する考え方の中で進めていきたいなと思っております。

それと、もう一点ございました、地域包括支援センターの北部への増設という部分でございます。先ほど部長よりお話をしておりますけれども、確かに相談される件数もまだそんなに急増している状況にはないわけでございますので、高齢者人口の増加により、相談件数、困難事例も今後は増えていくと思います。多くの時間がかかるケースも生じてまいる場合もあろうかと思っております。そうした中で、必要性についてはある程度認識はしておりますけれども、ハローワークへの求人、あるいは専門職同士のつな

がりも活用しているものの、大変難しいのが現状であります。引き続き人員確保に努め、まずは、現在の地域包括支援センターの相談体制を充実させたいということから取り組んでいきたいなと思っております。

北部地域への常設相談窓口設置のご提案でありますけれども、北部地域の方々の利便性向上の観点からは大きなプラス要因ではございますけれども、人員の確保、あるいは現在の出張相談での状況等を勘案しますと、今後もその在り方について調査研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 にぎわい創出について、駅北口の歩行者専用道路を活用することについて、ご提案いただきありがとうございます。

寒川駅北口とは場所が違うんですけども、昨年度末からさむかわ中央公園におきまして、キッチンカーの実証実験を開始しております。事業者の参加状況からも、他の公共施設への出店を望む事業者もあると思われれます。まずは事業者からのニーズ把握が必要となりますので、町商工会など各種団体や新たに創業を希望している方などに対しまして、利用ニーズや事業期間、出店の方法などのご意見を伺っていきたくと考えております。

なお、また、検討に当たりましては、出店の際の期間を限定したり、将来的には、町内で事業を営んでいただけるようなトライアル的な事業展開も視野に入れていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【岸本委員長】 木村町長。

【木村町長】 ただいまの質問に対する私からのお答えでございますけれども、駅北口の歩行者専用道路活用についてのご提案は、大変私もなるほどと思っております。寒川駅前公園周辺は、多くのにぎわいを創出する場所だというふうな考えを持ってございます。今回の道路の活用につきましては、公安委員会との協議が必要となりますが、とても魅力あるご提案だと感じております。駅周辺には飲食店を中心とした店舗も複数ございますので、皆さんからのご意見等もいただき、地域に相乗効果をもたらすような取組の可能性を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 以上で、関口委員の総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時45分、14時45分再開といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、次の方の総括質疑をお願いいたします。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 それでは、委員長のお許しをいただきましたので、総括質疑を始めさせていただきます。会派フォーラム寒川、柳田です。

今回の予算特別委員会では、予算に対して算出根拠は何か、予算の効果は何か、予算の留意点は何か、

そして、予算は住民のものとして住民のためにつくられる予算の原則に基づき、合理的かつ能率的に、そして民主的に編成し、管理し、施行されているかどうかを判断基準として予算審議をしてきました。今回の総括質疑では、4日間の予算委員会においてお伺いしました質問をより深掘りし、まとめるために合計で10問の質問をお伺いします。

1つ目の質問です。マーケティング推進事業費についての質問です。

中長期的な方向性に基づいた単年度の予算の算出根拠をお伺いします。令和3年度までマネージャーを登用してノウハウを吸収し、足りていない課題の部分は、令和4年度から研修でといった経緯の中で、委託料の予算が昨年度より29万7,000円から66万円と1.8倍になったのは、去年やってみて、より研修が必要であると判断した部分があったからだと思います。そして、令和4年度の予算特別委員会の議事録では、この研修に関して、既存の事業に『「高座」のこころ。』を取り入れていく新たなブランド施策をつくり上げていくべく研修を行っていくとの答弁がございました。

単年度のブランディングのKGI、KPIについて、総合計画で挙げている生産年齢人口とか、転入者数や、いいイメージで転入した人の割合などを充てているのかなと見れますが、ブランディングは、1年、2年で短期的に効果が出るものではなく、10年、20年と中長期的に継続していかなければ効果が出ないものであると思います。中長期的に事業を続けていくためにも、明確な中長期の目標は何であり、その目標を根拠に単年度の予算を毎年算出していないと、令和4年度の研修に充てる委託費予算が何を根拠に算出しているのか不透明であると思います。

目標やゴールをしっかりと設定し、行き当たりばつたりにならないためにも、中長期的に行き着くブランディングの目標は何であるのか、政策として何を目指しているのか。例えば、ブランドのあるまちはどこですかと想像したとき、大抵、地価価格の高いまち、固定資産税で収入豊かなまちを想像されると思います。そういったブランディングによって地価を上げて、固定資産税収入で安定的な税収を確保したいなど、町の明確な政策としてブランディングがあり、単年度のマーケティング推進事業の予算を算出し、研修のために委託料を1.8倍にしているのであれば、算出根拠に説得力があると思います。そのため、委託費の予算を算出する根拠に当たって、中長期的なブランディングの最終的なゴールは何として、単年度のマーケティング推進事業の予算として、委託料、マーケティング研修費を算出しているのかお伺いします。

2点目の質問です。デジタル推進事業費についてお伺いします。

自治体DX推進に係る窓口サービスのデジタル化、キャッシュレス決済及び分析ツール導入に関して、明確な効果を根拠に予算が算出されているかどうかお伺いします。

費用が3,243万6,000円と増え、前年度と比べ3.42倍でした。書かない窓口、待たない窓口、行かない、来させない窓口など、昨今、各自治体で取り組まれておりますが、令和4年度の委託料予算にある窓口サービスのデジタル化、キャッシュレス決済、BIツールなどを導入することによって、職員の仕事が何時間短縮できると算出しているのか、どのくらいの職員の負担軽減の効果が期待されているのか、しっかりと効率化を算出した予算であるかをお伺いします。

3点目の質問です。職員健康管理経費について、休職者増加の課題に関して予算が課題解決に反映されているかどうか、また、予算の算出において期待されている効果をお伺いします。

人件費が高騰している、地域手当が高いなど、様々な意見がございますが、実際、過去5年間を見ると、令和元年32億、2年度34億、3年度34億、4年度29億、5年度予算では30億であり、高騰はしていません。決算カードを見ても、平成5年度から30億は既に超えている中で、令和5年度までの約30年間、人件費が横ばいであるのが事実です。

地域手当に関しましても、市町村は、地方公務員給与実態調査の統計からも、寒川町より高い自治体は県内でも8市町村あり、寒川が特段高いとも言えません。地方公務員は給料が高いといった意見もございますが、民間企業でも、金融やIT系などの職種と比較するなど、各業種と比べて高いか安いかわからないといけません。また、公務員が多過ぎるという意見もございますが、日本の公務員の比率は、2019年時点で5.9%、雇用者の全体のおよそ17分の1が公務員との結果となり、これはOECD諸国では最低率です。

国家公務員に関しましても、人事院の資料によれば、2000年代前半の80万人台から30万人台へと減っています。地方公務員に関しましても同じように、総務省の資料によれば、平成7年度300万人台をピークに減り続けております。指定管理者が増えたとか、委託が増えたとか、傾向ももちろんあると思いますが、業務が多様化している中で人手が不足していることは事実であると思います。

さらに、総合計画2040では、職員力指数マイナス0.29であることも事実であり、モチベーション指数が70まで到達しておりますが、過去5年間は横ばいであった休職者2名から、令和4年度は9名と休職者が増えていることや、他市町村や県などに転職されている職員がいることも事実である中で、人手不足の課題に対して対策された予算であるのかお伺いします。

続きまして、4点目、子育て支援事業費について、ファミリー・サポート・センターの課題に関して、予算が課題解決に反映されているのかどうか、また、予算の算出において期待されている効果をお伺いします。

令和5年度時点で、おねがい会員が627名、まかせて会員が121名と、会員の比率が約5対1で乖離している中で、待機児童だったり未入所児童が、ホームページに掲載されている令和5年度1月18日の時点で、未入所児童は、ゼロ歳が57名、1歳が26名、2歳が13名、3歳が4名、4歳が3名、5歳が1名の中で、2歳以下のお子さんのいる方々にとって、預ける場所がないからファミリー・サポートが受皿になっていることは事実であると思います。

自分も娘が幼稚園に入る前は、かなりファミリー・サポートにお世話になりました。おねがい会員として、まかせて会員の方も何人もいましたけど、需要過多でございますので、直近の予約はなかなかできないですし、予約できない場合も、そういった予約できない数はカウントされませんので、もちろん統計上、数字上にも現れないので統計がございません。せっかく予約できても、病児保育はやっていませんので、熱が出た場合もキャンセルして仕事を休まないといけません。そういった病気になったらとか、理由があつてのキャンセル数ももちろんカウントされません。これも数字に載らないので統計上にも載りません。つまり、困った人の数が統計の数字にならないので、課題が表面化されません。

予算は、住民の福祉向上に使ってこそ有効活用であると思います。子どもを預けたくても預けられない親御さんたちが利用しているファミサポに関して、課題解決に向けた施策がこの委託料に反映されているのかお伺いします。

5点目の質問です。児童クラブ運営事業費について、支援員不足の課題に関して、予算が課題解決に反映しているかどうかをお伺いします。

支援員の処遇改善には具体的に人件費とございましたが、支援員の人数に不足を感じているのか、現場の声が届いているのか質問です。

要綱では、20人以上の児童生徒に支援員3人以上とございますが、現場は3人で本当に足りているのか、一部の学童では募集しても応募がない、誰かが休むと現場が回らないなどといった声もございます。こういった人手不足など、現場の声が届いているのか、また、課題解決を反映して予算を算出しているのかお伺いします。

6点目、スポーツ活動応援事業費についてお伺いします。

委託業者への予算を算出するに当たり、算出根拠としている統計、そして経済的、そして法的に留意する点は何かといった質問です。

委託料の内訳の中で、昨年、一昨年は同様、1,645万4,400円であり、今年度予算は1,705万5,000円であり、60万6,000円の増でした。利用者の推移としては、THE PARK SAMUKAWA、その前はフラットパーク、町営プールの跡地を利用した場所で、初年度の平成30年度は232人、続きまして、令和元年度につきましては2,200人、令和2年度につきましては、いろいろ引っ越し作業もあったことから1,861人に減りましたが、現在のTHE PARK SAMUKAWAで1年を通した事業をした場合、令和3年度につきましては4,348人、そして令和4年度の利用者は3,458人と、890人の減少でした。

スポーツは、競技人口は関係なく、子どもがそのスポーツに価値を見いだし、熱中し楽しんで、友達をつくって成長していくことを考えると、持続可能な取組であってほしいと思います。毎年度、予算を算出するときは、しっかりと事業に対して認知度やリピート率、顧客満足度といった明確に数値や量で表せるデータを集計し、分析する定量調査や、利用者と対面して質問など深掘りして数値やデータ化しにくい部分を酌み取ったり、利用者のニーズをつかんだり、回答や意見を集める定性調査など、統計に基づいて客観的に事業を見詰め直し、予算を算出する必要があると思います。

近年、周辺市町村では、ストリートスポーツの類似施設が増えた影響やオリンピックが終わった影響もあり、利用者数は890名減少している中で、委託料は60万6,000円増加した予算計上でございますが、しっかりと経営面で委託業者がどのように経営努力をしているのか留意し、また、法務の面でも、例えば、建築基準法第87条第1項に規定されている建物の用途変更の手続などの法的に必要な手続がしっかりとされているか留意するなど、町がしっかりと経営面や法的な部分でチェックしていくことが持続可能な事業につながると思いますので、令和5年度予算では、委託業者への委託料の予算を算出するに当たって、何を留意されているのかお伺いします。

続きまして、7番目の質問です。商業振興事業費について、にぎわい交流創出ゾーンの将来像の調査事業に関して、土地利用の明確な根拠を基に事業の予算が算出されているのかお伺いします。

都市計画法29条に係る開発許可権限に関して、許可権者は県であり町ではないため、基本的には同じところに同じ建物が原則の中、現状や人口フレーム、産業フレームを見せて農地転用を図っていくプロセスは必要不可欠であり、大型商業施設や宿泊施設など、民間施設を入れる場合は、農地転用は避ける

ことはできません。

しかし、過去の歴史や背景を考えると、非常に農地転用というものは難しく、観光農園などが現実的な開発の方向性ではないかと個人的には思います。何もない計画からいきなり農地転用することは難しいですし、かといって、農地転用の担保もない計画に民間が興味を示すかも疑問です。しかし、商工会には、民の立場としてSPC会社、特別目的会社の事業スキームを構築したり、計画の中でキャッシュフローも検討されたり、現実的な調査をされているので、その調査、そして計画が無駄にならないためにも、どのような過程で進めて、実施フレームをつくりながら農地転用といった土地利用の明確な根拠を基に事業費を算出されているのかお伺いします。

続きまして、8点目の質問です。下水道収入予算について、令和5年度収入予算においての使用料改定に関して、町の政策の方向性をお伺いします。

収入に関しまして、老朽化が増えていること、経費回収率が約75%なので100%を目指そうという使用料改定の背景がある中で、令和3年度10月から使用料が改定されました。令和4年度予算委員会の議事録には、令和5年度、7年度にかけて段階的に使用料の改定を行っていきたいと考えているとございます。国土交通省の資料、経費回収率100%達成団体に係る分析によれば、100%達成団体は、人口密度が高い区分ほど多く分布しておりますが、1ヘクタール当たり25名未満の団体が7.7%であり、1ヘクタール当たり25名以上50人未満の団体18.4%、合わせて175団体は比較的人口密度が低いにもかかわらず、100%を達成している点には留意する必要があると国土交通省の資料には記載されております。

また、寒川町の令和5年3月1日現在の人口及び世帯の統計では、1ヘクタール当たり36名の人口密度です。都心で人口密度が高い自治体、例えば横浜市や川崎市なら、町より5倍近くの人口密度があり、国土交通省の資料のとおり、達成率も人口密度に比例するため、都心の受益者負担は寒川よりも軽く、経費回収率100%に達成しやすいので、都心であれば使用料改定は理解できますけど、町はその逆で密度がかなり低いので、住民への受益者負担が都会とは全く違うので、同じ考え方で経費回収率100%を目指すのは無理があると思いますし、国土交通省の資料にある人口密度が低い自治体は、十分留意すべきであると書いていることも納得できます。

水道事業統計年報では、平成9年から令和3年度までのデータもございまして、25年間で給水量は3,000万立方メートル、リットルで言えば300億リットル、東京ドームで言えば25杯分の水が使われなくなっております。社会は水を節水する努力をしている中で使用料を値上げしていく、それが人口密度が低い寒川では、都心部より厳しい受益者負担となります。県のホームページにある県営水道給水区域18市町村の下水道料金表では、人口密度に比例して料金が安くなっております。県営水道の給水区域18市町村に入らない人口密度も5倍高い横浜市や川崎市の料金は、県営水道の給水区域で最安値のレベルです。そして、町の水道料金を比べると、県営水道の給水区域の8番目であり、これから経費回収率100%を目指し、16立方メートル当たりプラス300円も値上がりしてしまえば、県域で最も高くなります。それでも町としては方向性は変わらないのか、また今年度の収入予算では、この値上げを見込んでの予算なのかお伺いします。

続きまして、9問目の質問です。東海道新幹線新駅整備基金積立金について、積立金の予算の算出根拠をお伺いします。

都市計画法29条に係る開発許可権限は町にはなく、許可権者は県であり、基本、同じ場所には同じ建物が原則の中で、今後は人口フレームや産業フレームを根拠に区画整理を進め、高さ制限など地区計画を設定した後、初めて土地利用計画や資金計画ができ、費用が明確になります。例えば、明確な費用が50億だとして、100分の1である5,000万を積み立てているなど、明確な目標金額があった上で基金が算出されているのかどうかをお伺いします。

最後の質問です。特別支援教育事業についての質問です。

ことばの教室について、一之宮小学校と小谷小学校にございますが、各小学校、利用者を調べると、寒川小学校16名、一之宮小学校35名、旭小学校8名、小谷学校31名、南小学校15名と、ことばの教室にある学校に利用者が偏っていることが統計上、事実であると思います。南小、旭小、寒川小学校の児童生徒は、ことばの教室を利用したいときは保護者と一緒に行かなければならないなど、条件があることも要因の1つであると考えられます。全ての児童生徒が同じ条件で支援が受けられるべきであるとは思いますが、ことばの教室の予算が課題解決に向けてどのように反映されているのかお伺いします。

以上、10問お伺いします。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、1点目の中長期的な方向性に基づいた単年度の予算の算出根拠につきまして、お答え申し上げます。

マーケティング推進事業費につきましては、eマーケティングリサーチ制度等による住民の意向把握及び町や人を取り巻く様々な外部環境調査等を行うもので、当該事業により得られたデータに基づく住民起点の施策等の立案、実施を通じて、人口減少社会の中でも選ばれ続ける町を目指すものでございます。

お尋ねのマーケティング推進事業費中の委託料につきましては、マーケティング研修に係るもので、その内容は、アンケート分析や仮説検証手法を学ぶことにより、昨今提唱されておりますEBPM、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングによる政策立案に向けた本質的なニーズを把握するための知識、技術を得ることを目的として必要な事業費を計上したところであります。

なお、委員が言われるブランディングの定着に向けたマーケティングにつきましては、ブランドの可視化と併せ、ブランドを支える魅力あふれる施策展開により、居住の地として本町が選ばれる可能性を上げるための認知度向上に寄与するもので、EBPMを中心に据えたまちづくりの政策が総じて評価されることにより、本町が掲げるブランドの価値を高め、その定着が図られるものと考えております。

こうした効果につきましては、委員が言われるように、一例として町民の資産向上が図られるとともに、持続可能なまちづくりに向けて、将来の資源獲得にもつながるものと理解しているところでございます。いずれにいたしましても、マーケティング事業の着実な実施により得られた情報等を分析し、中長期的な方向性を見据えながら、町民皆様の負託に応えつつ、人口減少社会の中でも選ばれるまちを目指してまいります。

続きまして、2点目の自治体DX推進に係る窓口サービスのデジタル化、キャッシュレス決済及び分析ツール導入に関して、明確な効果を根拠に予算が算出されているのかといったご質問にお答え申し上げ

げます。

自治体DXの取組に関しましては、これまでも様々取り組んでまいりましたが、今後につきましては、より住民に身近な行政手続の利便性を向上する取組を強化し、あわせて、職員の業務効率化を目指すことが重要と考えております。そうした状況において、現在、国が進めるデジタル田園都市国家構想における他の自治体等で既に確立されている優良モデルサービスのうち、導入自治体における実績が顕著であり、町においても同様の効果が期待できるものと捉えまして、これらの取組を選定いたしました。

まず、定性的な効果といたしましては、窓口サービスのデジタル化やキャッシュレス決済の導入により、窓口の混雑緩和、対面時間・滞在時間の短縮など、住民の利便性向上などの効果が期待でき、職員にとりましても、窓口対応の削減、審査・集計業務の効率化を図ることができます。

また、マイナンバーカードの利便性を向上することによりまして、カード交付率の向上といった効果が期待できます。さらには、分析ツールを活用することによりまして、例えば住民情報システムとマイナンバーカード交付状況のデータを分析・見える化し、より注力すべきポイントを見つけ、対策を強化することで、マイナンバーカード交付率の向上を図るなどの効果も期待できます。

次に、定量的な効果といたしましては、先行自治体におきまして、窓口サービスのデジタル化による、いわゆる書かない窓口の導入により、職員の審査業務において1件当たり3分の削減につながるとされており、窓口におけるキャッシュレス決済では、金銭のやり取りがなくなることから、1件当たり1分の削減につながるとの効果が確認されております。

また、オンライン申請とキャッシュレス決済の連携においても同様の効果が生み出せるものと考え、令和7年度には、2,000件のキャッシュレス決済利用を見込んでおりますので、単純計算で年間2,000分、オンライン申請による効果として、併せてそれ以上の削減効果が生み出せるものと期待しているところでございます。

令和5年度予算につきましては、これらのDXの取組による様々な効果を期待し、算出しているところでございます。今後につきましても、国や県の動向を注視し、補助金等を活用しつつ、住民の利便性向上や職員の業務効率化など、導入による効果を慎重に見極め、自治体DXの推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、3点目の職員健康管理経費について、休職者増加に関して予算が課題解決に反映されているか、また、期待される効果についてお答えをいたします。

休職者の増加につきましては、行政運営に及ぼす影響は大きく、深刻な問題であると受け止めておりますが、その対応は難しい現状となっております。予算においては、職場における心の健康を保つため、また、課題解決につながるよう、本人がストレスを感じていることに気づき、適切にケアすることができるよう、ストレスチェックの実施やメンタルヘルスに役立つ情報の提供などを行い、委託事業において産業カウンセラーへの相談や、休業した職員の復職に向けて産業医との連携を図っているところであります。

また、メンタル不調を未然に防ぐ視点から、今年度においては、若手職員を対象としたセルフケア研

修を実施し、ストレスに対する正しい理解やストレスによる健康被害のメカニズム、ストレスへの適切なコントロール方法などを学んでもらい、ストレスとの正しい向き合い方などを身につけてもらうことを期待し、実施したところであります。

また、風通しのよい職場環境という視点からも、管理職を対象にアンガーマネジメント研修や、日頃の業務で職場内のコミュニケーションを高められるよう、OJT研修を行うなど、職員が悩んだり困ったりしたときには、気軽に周囲に相談できる雰囲気づくりに取り組めるよう支援を行ったところでもあり、予算としましては、健康管理経費だけでなく、一般研修のプログラムに組み込むことで対策を講じている状況であります。今後も休職者支援、事前ケアの両面から取り組めるよう、必要な予算措置は講じてまいりたいと考えております。

今後につきましては、職員が心身ともに健全で業務に取り組める環境に向けまして、支援の在り方や人事課の職員体制なども含め、より深く考えまして、予算に現れない部分も含めまして、適切な対応につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 4点目、子育て支援事業費について、ファミリー・サポート・センターの課題に関して予算が課題解決に反映されているのかどうか、また、予算の算出において期待される効果をとのお尋ねにお答えいたします。

町のファミリー・サポート・センター事業は、育児をお願いしたい会員と育児を引き受けたい会員との相互援助活動を支援するもので、令和4年度の活動状況といたしまして、本年1月末現在の延べ件数は2,515件という状況でございます。この活動を支えてくださっているまかせて会員の登録数は、審査の中で委員のご指摘にもありましており、減少傾向であり、これによって会員同士のマッチングが成立しにくいケースがあるものと認識をしております。成立しないことによって本当に困っているケースがどの程度あるのかということについては、実際に把握することが困難でございます。保育所に入れなかった際の受皿としてファミサポをご紹介するケースもあることから、成立しないケースの存在については課題であると思っております。

また、まかせて会員の登録数自体がそもそもの課題であると認識はしておりますが、ファミサポの活動を広報で特集して紹介するなど、PRに努めているものの、まかせて会員募集に対しては、なかなか申込みが伸びない状況であり、すぐに解決するということは難しいと認識をしております。そうした状況の中で、ファミサポに関する予算につきましては、事業を運営するために必要な委託料を計上しておりますが、課題解決に関する予算については、直接その中に含まれているわけではございません。例えば、保育所の関係で申し上げますと、保育所費の中で令和5年度から新たに開所予定の小規模保育事業所に対する給付費や、定員を超えて児童が保育所に入所できるようにするために配置する保育士の雇用経験に対する補助金、保育所等の施設利用について情報提供や助言を行う保育コンシェルジュの雇用経費など、保育の受皿確保や利用者支援に伴う予算を計上し、少しでも保育所に入れない方を少なくすることに努めているところでございます。これにつきましては、今後も状況に応じて必要な予算を確保するなど、保育の受皿の確保に努めたいと考えており、保育所に入れない方を減らして、ファミサポに

頼らなければならない方を減らすことで、マッチングに伴う課題を少なくすることにつなげてまいりたいと考えてございます。

また、病児保育の課題につきましても、ファミサポの課題とは別に大きな課題であると認識をしております、具体的な検討が必要であると考えておりますが、コロナ禍ということもあり、なかなか検討に着手できていない状況であります。これにつきましては、今後の状況を見極めながら、具体的な検討に着手できるよう努めてまいりたいと思っております。

続きまして、5点目、児童クラブ運営事業について、支援員不足の課題に関して、予算が課題解決に反映されているかどうかのお尋ねにお答えをいたします。

各児童クラブには支援員、補助員が配置をされており、委託先からは、通常時において不足は生じていないことを確認しております。また、各児童クラブの支援員につきましては、これまで配置のバランスに多少の偏りが生じておりましたが、令和5年度からは、バランスよく配置することを確認しております。一方、長期休暇については、勤務時間が長くなることで不足が生じることから、例年、補助員の募集をしているところです。

予算につきましては、令和4年2月より9月までの8か月間を対象とする児童クラブ支援員等の処遇を改善するための補助金を支出しております。これは国からの全額負担によるもので、令和4年10月からは、国、県、町が3分の1ずつ負担となります。子ども・子育て支援交付金として委託料の中で対応しております。令和5年度においても、委託料の中に含めて予算計上しておりますので、長期休暇時の人員確保への一助になると捉えているところでございます。

続きまして、6点目、スポーツ活動応援事業費について、委託業者への予算を算出するに当たり、算出根拠としている統計、そして経済的、そして法的に留意する点は何かのお尋ねにお答えをいたします。

スポーツ活動応援事業費における委託業務としましては、ストリートスポーツ普及推進事業委託がございます。この委託は、ホイールスポーツを核としたストリートスポーツの普及推進を図ることで、寒川町の知名度向上とともに、町民の健康増進や体力の向上につなげることを目的としております。予算の算出根拠における統計等につきましては、近年のスポーツ界において、東京2020オリンピック以降、世界的に特に若い世代に飛躍的に注目を浴びているストリートスポーツに寒川町では早くから着目し、オリンピック開催以前の平成30年10月には、町民がBMXやスケートボードなど、ホイールスポーツが楽しめるパンプトラックさむかわをさむかわ中央公園内に開場し、平成31年4月には、ストリートスポーツの世界大会アークリーグを招致し、町の認知度向上に大きく寄与するスポーツイベントとなりました。さらに、東京オリンピックのBMXレーシング競技において、寒川町在住者初のオリンピックが誕生したことは記憶に新しいところでもあります。

こうした町内におけるスポーツ活動の進展と注目を一過性に終わらせることなく、さらなる推進を図るため、さきのアークリーグ世界大会のオーガナイザーであり、BMXフラットランド競技の世界チャンピオンを何度も経験している内野洋平氏が代表を務める法人が運営する倉見にある施設、THE PARK SAMUKAWAへストリートスポーツ推進事業を委託して、スポーツ・レクリエーション活動の推進へ取り組んでいるところであります。令和4年度の施設利用者数は、競技者として3,458人、

付添い者3,743人、総計で7,201人。これは2月末現在となっており、昨年度より若干の減が見込まれているところであります。

翌年に開催を控えましたパリオリンピックに向け、ストリートスポーツ界は既にテレビ報道やSNS等での配信をにぎわせており、本施設においてもその熱は高まっており、さらなる利用者の増加とスポーツ推進、知名度の向上が図られることが期待されるところであり、事業者より提出される月次の報告書からも、THE PARK SAMUKAWAの利用者が県外からも非常に多く、全国的に業界での知名度が高まっていることがうかがえるところでもあります。経済的な面においても、全国各地から当施設を目指し、若い世代の来庁者が増加していることから、地域の活性を図るには好機の見込みと捉えておるところであります。

また、移住者につきましても、当施設の管理運営に関する社員をはじめとして、競技力向上を求め、当施設の指導者に教わりたい、また、当施設に配置されている世界基準のセクションで練習を行いたいという理由から、県外より本町に家族で移住してきたといった事例もあり、この移住してきた少年は、大きな大会で上位入賞を果たすまでに成長しております。

委員がおっしゃられたように、東京2020オリンピック後において、類似施設の建設が増加しており、令和4年度の施設利用者数に減少が見受けられるところでありますが、THE PARK SAMUKAWAにおいて、他施設と異なる点といたしましては、在所する運営管理者、管理している人材が業界における世界で一流のレベルにあること、さらに、セクションの設計者においても、東京2020オリンピック出場者が携わって随時更新がなされていることなど、ほかにはないこだわりを持った内容となっていることもあります。こうした人材に指導を仰ぐことや、世界基準の施設を求めて全国各地から本町の当施設を訪問していることから、持続可能な魅力ある事業として継続が求められているところでございます。

施設運営開始時点におきまして、建築確認の法令面での事業開始日の相違等がございましたが、以降はしっかりと確認作業を行い、法令を遵守して現在に至っているところであり、担当課としては、ほかの各種受託事業者に対しましても、特に建設時や運営開始当初などにおいて、あらゆる点から法的に問題がないかを留意する点として注視をしているところでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

【岸本委員長】 菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 にぎわい交流創出ゾーンの将来像の調査事業に関して、土地利用の明確な根拠を基に事業費の予算を算出しているのかとのご質問にお答えいたします。

町商工会の調査事業につきまして、令和4年度にはにぎわい交流創出ゾーンの事業化に向けた調査研究といたしまして、町内のにぎわいと町外の交流を創出するため、大型商業施設や宿泊施設をコアとしたまちづくり効果等について、調査研究を町商工会が実施いたしました。令和5年度は、令和4年度の調査事業を踏まえ、町が今後示すにぎわい交流ゾーンにおけるビジョンとの整合性の検証等をより具現化するために、SPC会社の事業スキーム構築や、横丁等の商業施設の展開に伴う家賃収入等のキャッシュフローも含めて検討を進め、将来的には、地権者にも土地の利活用について意見を聞くことを計画しております。

町商工会には、民の立場の意見として町に報告をいただくもので、最終的には、町として本調査事業の実現可能と判断した際には、町総合計画への反映の可能性など、実施フレームの参考に資するものとしての活用のために、調査事業として予算化したものでございます。

以上です。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、私からは8番目のご質問、下水道収入予算についての経費回収率100%を目指す必要があるのか、また、令和5年度の収入予算は使用料改定を見込んでいるのかについてお答えさせていただきます。

下水道事業を持続可能とするためには、令和3年度に策定いたしましたストックマネジメント計画に基づいた適正な維持管理や、令和4年度に策定した公共下水道総合地震対策計画に基づいた下水道施設耐震化を実施する必要があり、受益者負担の考え方から下水道使用者に負担をお願いすることになります。現在は汚水に係る経費のうち、75%は使用料でございまして、残り25%については、一般会計からの繰入金で補填をしている状況でございます。したがって、今後、経費回収率を100%にするためには、使用料改定は必要であると考えているところでございます。

また、令和5年度予算の収入に対しましては、令和5年度使用料改定を予定しておりますが、改定期や改定率が確定していないところでございますので、実績に基づき予算計上を行っておりますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 私のほうからは、9つ目の東海道新幹線新駅整備基金積立金について、その算出根拠ということでお答えをさせていただきます。

当該基金の算出根拠につきましては、今後のまちづくり全体の総事業費が未定の中で、新駅の設置費用につきましては、平成9年の当初で約250億かかるという話がありまして、そのうち、神奈川県が3分の1は負担しますという発言があった中で、それ以外は、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会などにその議論が委ねられているところでございます。現在、新駅設置費用や負担割合が確定していない状況ではありますが、他県の請願駅事例から見ましても、町も一定額の負担はしなければならないと考えており、令和5年度につきましては、財政部局と協議をいたしまして、5,000万円の積立てを予定しているところでございます。

地元市町としてどれだけ負担がかかるということがまだ見えない中ではありますが、町の見解といたしましては、新駅設置時期について、新駅設置判断の1つとされますリニア中央新幹線の開業が見えつつある中、2037年のリニア中央新幹線の大阪開業が新駅設置の最速時期と考えておりまして、駅設置工事等の期間を鑑みると、2027年の名古屋開業前後が駅設置判断の時期と考えております。こうしたスケジュールの中で、新駅設置に密接に関わるツインシティ倉見地区のまちづくりを具現化していくことで、まちづくりの事業費や駅設置及び駅関連施設の費用が決まっていくことになると考えておりまして、そうした不確定なものが明確に、確定的になってきた段階、そのときに改めて目標時期と、それに合わせた積立額を決めていきたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 大川教育長。

【大川教育長】 10番目のことばの教室への予算が課題解決に反映されているか、また、予算の算出において期待される効果はという問いにお答えさせていただきます。

学校では、一人一人の課題を積極的に見取り、対応するよう心がけております。そのため、ことばの教室に通う児童数は年々増加傾向にあり、通常学級に在籍する児童にとって、個別の支援を受けることができる貴重な時間であると認識しております。ことばの教室に通う児童のニーズは一人一人異なるため、ことばの教室の担当教員が子どもの特性を把握し、子どもに合わせた指導を行っております。その際、言葉の発音に関する教材やコミュニケーションスキルを高めるための教材、あるいはタブレット端末を活用した指導等を行っております。ことばの教室で学習することにより安心して学校生活を過ごすことができている、そういう児童が多数おります。来年度は、小谷小学校のことばの教室に新たに教員1名を増員して配置し、ことばの教室の指導体制をさらに充実してまいります。そして、今後も言葉の教室のさらなる拡充に向けて調査研究をしてまいります。

以上でございます。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 答弁いただきました。まず1つ目、マーケティング推進事業費についてでございます。

答弁にございましたように、中長期的な方向性としては、認知度を向上させ、選ばれるまちとして今後の人口減少社会に対応していく政策であることは分かりました。そういった中長期的な政策を予算の算出根拠に、単年度予算の効果としてアンケート分析や仮説検証手法を学び、EBPMによる政策立案に向けたニーズ把握をするための知識や技術を得ていくことを狙いとしていることは分かりました。10年、20年と短期戦というよりは長期戦の事業だと思っておりますので、しっかりと中長期の目標を説明しながら、単年度どうしていくのか説明することで住民の方々にも理解され、支持される予算になると思えます。以上、意見をお願いします。

2点目のデジタル推進事業についてでございます。しっかりと定性的にどのような効果があるのか、そして定量的に具体的な数字で効果を説明していただきましたので、予算に関してどのような効果を根拠にしながら予算を算出されているのかは分かりました。この予算によって、より住民の方々の利便性向上につながることを期待しております。以上、意見をお願いいたします。

3点目、職員健康管理費についてになります。深刻な課題であると受け止めていますが、なかなか有効な手だてが打てない現状であることを正直に捉え、その中で試行錯誤しながら、退職者支援や事前ケアの両面から取り組めるよう予算措置を講じているのは分かりました。今後は、この予算による取組により退職者が減る効果を期待しながら、課題解決のため試行錯誤していただきたいと思えます。以上、意見をお願いします。

4点目、子育て支援事業についてです。現状のファミサポのまかせて会員がなかなか伸びない課題の中で、ファミサポに関する予算では対応できなかったかもしれませんが、しかし、保育の受皿確保や利用者支援に伴う予算を計上し、少しでも保育所に入れない方を少なくすることに努め、ファミサポに頼らなければならない現状を減らし、統計に出ない困った人たちの数字が出ない課題も少なくしようと予

算を算出されていることは分かりました。今後とも子育てで困る人がいなくなることを目指してほしいと思います。以上、意見でお願いいたします。

5点目、児童クラブ運営事業費についてです。答弁にございましたように、令和5年度からはバランスよく支援員を配置し、長期休暇時の人員確保への対策として、子ども・子育て支援交付金として対応していることが分かりました。今年度の予算を算出する際に、現場との相違がないように、しっかりと現場の声を聞きながら予算を有効活用してほしいと思います。以上、意見でお願いいたします。

6点目、スポーツ活動応援事業費についてとなります。答弁にございましたように、類似施設が増える中で、他施設との差別化を図るために世界レベルの選手が教えてくれるなど、人材に関して他施設よりも優れている点をアピールし、昨今増える類似施設の対策として、経営面で留意していることは分かりました。今後は、しっかりと事業に対して調査をして、客観的に数字やアンケートを分析して事業を見詰め直しながら、持続可能な事業になるように経営面では留意していただけたらなと思います。

また、委託業者の法務の面に関しても、法的に問題がないかを留意する点として注視してまいりたいと答弁にもございましたので、委託業者の予算を算出するに当たって、しっかりと留意してほしいと思います。

最後に、ストリートスポーツは町の政策でございますので、自信を持って長期的に、そして明確に何をしていきたいのか、そして単年度の予算にどういった効果を根拠に算出しているのかを説明すれば、住民の方々の理解も少しずつ増えるのではないかと思いますので、留意する点はしっかりと確認しながら持続可能な事業にしてほしいと思います。

続きまして、7点目、商業振興事業費についてです。予算の性質上は農地転用が前提と考えられる中で、否現実的な部分が課題となっていると最初は思っておりましたが、実施フレームの参考に資するものとしての活用のために調査をしているとの答弁もございましたので、いろいろな立場の意見の1つとして予算を有効活用していただけたらなと思います。こちらも以上、意見でお願いします。

8番目、下水道収入予算についてです。人口密度が低いというのは、町の人口密度が1ヘクタール当たり36人というのは、これは都市マスタープランにある工業系以外は12メートルの高さ制限を設けていて、周辺市町村よりも戸建ての割合が、茅ヶ崎58%、平塚55%、海老名55%に比べて寒川町は64%と高いことから、高さ制限によって人口密度を抑えている政策を取っているからであり、人口密度を上げない政策を取っていないながら、一方では住民に受益者負担を求めて経費回収率100%を目指している、これも政策的には矛盾だと私は思います。

会計という観点で見たとき、特別会計から県が示す基準以上の一般財源を繰り出しするのは好ましくないことも理解できます。ストックマネジメントの観点から見れば、老朽化から使用料を上げていきたいという、こういった点も理解できます。しかし、こういったミクロ的なそれぞれの分野の視点よりも、より大きくマクロ的な視点で町の政策を考えたときに、使用料をもし上げるなら、高さ制限の解除をやめて人口密度を上げる政策を取るべきですし、高さ制限を維持する場合は、使用料を抑えないと住民の負担は都市部よりも倍になりますから、高さ制限を維持するんだったら使用料を抑えるべき、そういった政策の矛盾を解決するために、しっかりと政策の整合性というのを取ったほうがいいと思います。そういった矛盾性や整合性をしっかりと考えながら前に進んでほしいと思います。こちらも意見でお願いし

ます。

9番目、東海道新幹線新駅積立基金についてです。基金を積み立てるのであれば、地方自治法第241条2項に基づき、条例の定めるところにより、特定の目的に応じ及び確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されているように、本来は算出根拠が必要であると思いますが、今後は、土地利用計画や資金計画が明確になったときに、しっかりと算出根拠に基づいた基金を積み立てていただければと思います。

最後に、特別支援教育推進事業費についてです。しっかりと教室を今後は拡充していただき、全ての児童生徒が同じ条件で支援が受けられるようにしていただければと思います。

以上、10問の総括質疑の答弁に対して、私の意見として終わりにいたします。

【岸本委員長】 以上で、柳田副委員長の総括質疑を終わりたいと思います。暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上をもちまして、総括質疑を終了いたします。

ここで、町長から一言、御礼を申し述べたいとの申出がございましたので、許可したいと思います。木村町長。

【木村町長】 5日間にわたりというんですけど、前段の4日については、各課ごとの審査をいただきまして、本日はそれを通じての総括質問をいただきまして、お答えをしたところであります。非常に幅広いご意見、また、ご提言も含め前向きに捉える部分、やはり慎重に研究、調査しなきゃならない点、多々ございますけれども、皆様のご意見を踏まえた上で、今後の対応に努めてまいりたいと思います。

実は今日、皆さん既に新聞等でご覧になったと思うんですが、国の公示地価が発表されまして、神奈川県寒川町では14地点が調査対象となっております。そのうち1か所は前年と同額でしたけれども、他の13ポイントは全て上昇しております。中でも、住宅商業はさほど伸びていないんですけども、工業系が非常に伸びている。これは倉見あるいは田端の土地利用の状況、あるいは建築行為等も動いておりますし、かなり産業的な部分ではプラス要因に捉えられておまして、特に田端については10%、あるいは倉見は9%の伸びというかなり大きな伸びが出ております。これは寒川だけじゃないんですよ、当然ながら。茅ヶ崎、藤沢あるいは海老名、そういった隣接も伸びております。相模川以东というのは、これからの土地の価値というものがだんだん見直しされるのかなという部分があります。

そういう中で、これから寒川町、町の行政を進める中で、そういった背景も踏まえた中で今後取り組んでまいりますので、ぜひ、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、御礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

【岸本委員長】 ありがとうございます。それでは、暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

ただいままでで総括質疑が終了いたしました。皆様のご協力をもってここまで進めさせていただきま

した。厚く御礼を申し上げます。

この後、討論、採決の運びとなります。討論までの休憩時間ですが、皆様、どうでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 15分ぐらいください。

【岸本委員長】 今、山田委員から15分という声がありました。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、15分休憩を取りますので、再開を16時15分、16時15分再開といたします。暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算、議案第6号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算、議案第7号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第8号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計予算及び議案第9号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計予算、以上の5議案につきまして、これより討論、採決に入ります。

まず、討論から始めます。なお、討論につきましては、一括して討論を行うことといたします。また、採決につきましては、それぞれの議案ごとに行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、反対の委員の発言を許可いたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。また、議案第6号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算、議案第7号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第8号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計予算、議案第9号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計については、この場では討論を省略し、反対とします。

まず、一般会計についてですけど、予算審査に臨むに当たり、コロナ禍の下、町民の福祉の向上、暮らしの負担軽減になっているのかという観点で審査しました。過去最高の予算計上となっていますが、目的別の構成では、民生費、衛生費などや性質別構成比でも扶助費など金額は増えていますが、構成比では減っています。財政調整基金や新幹線新駅整備積立基金など、町民の福祉向上に使うべきとして反対とします。

以上です。

【岸本委員長】 次に、賛成の委員の発言を許可いたします。

吉田委員。

【吉田委員】 それでは、議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

本年度の予算審議に当たっては、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響による社会変革をどのように捉え、予算に反映させたのかという観点から質疑をさせていただき、具体的な内容はこの場では

省略をさせていただきますが、町のこれからを見据え、覚悟と決断の見える予算と判断できましたので、賛成とさせていただきます。

なお、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号の4特別会計予算については、討論を省略して賛成といたします。

以上です。

【岸本委員長】 次に、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算についてと、議案第6号から議案第9号までの4特別会計について賛成といたします。詳しくは本会議場にて討論させていただきます。

【岸本委員長】 ほかに討論はございませんか。

ないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

採決につきましては、それぞれの議案ごとに行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計予算について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、当予算特別委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。3月27日の最終日の本会議に提出いたします審査意見書の草案につきまし

て、いかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」の声あり)

【岸本委員長】 正副委員長に一任の声がございましたので、正副委員長にお任せいただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 ご異議ないようでございますので、それでは正副委員長にお任せいただきます。それでは、委員各位には、1週間にわたりまして、熱心にご審査いただきました。また、つつがなく終了させていただきましたことに対しまして、副委員長共々心より感謝を申し上げます。以上をもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時18分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 6月 1日

委員長 岸 本 優